

京都府戦略的地震防災対策推進プラン（最終案）

〔平成22年
京都府防災会議〕

1 策定趣旨

平成21年4月に策定した京都府戦略的地震防災対策指針（以下「戦略指針」という。）で定めた減災目標等を達成するため、指針で体系化した7つの政策群及び22の具体目標と62の施策項目ごとに具体的事業を盛り込んだ「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定し、地震防災対策を計画的に推進する。

なお、推進プランは、「戦略性の確保」「実効性の確保」「透明性の確保」を基本的な考え方として策定する。

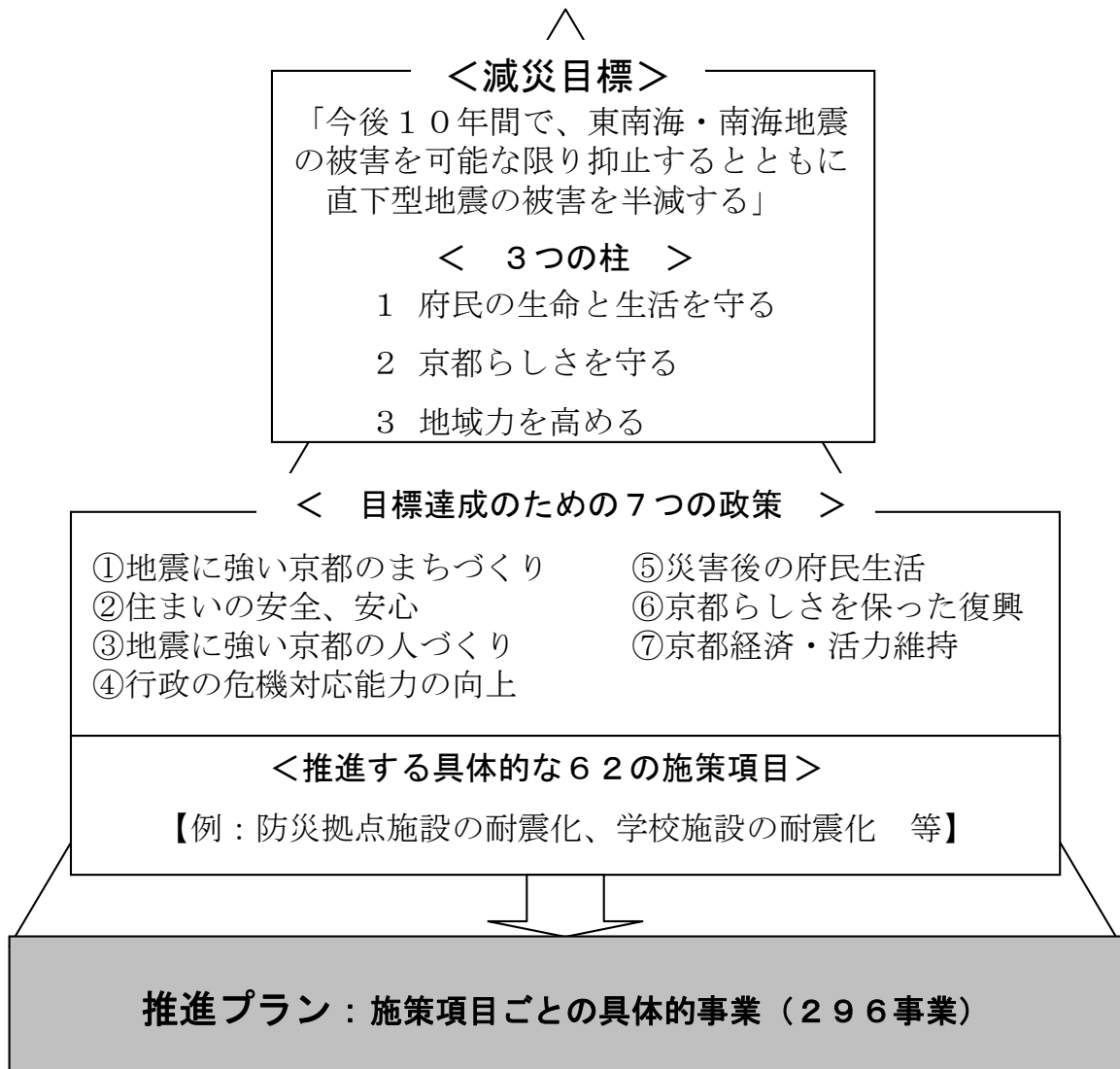
2 計画期間

推進プランの計画期間は、戦略指針の計画期間である平成21年度～平成30年度の前半の平成22年度～平成26年度（5年間）とする。

3 戦略指針と推進プランの関係

推進プランは、戦略指針で掲げた各目標を達成するための具体の取組内容、数値目標、達成時期、実施主体等を盛り込んだ戦略指針の実施計画として位置付けるものとする。

なお、戦略指針と推進プランの関係は、下図のとおりである。



4 推進プランの実施主体

戦略指針に基づき、推進プランの実施主体は、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等とし、これら多様な主体は、「助け合うこと、支え合うこと」を基本姿勢として、自助・互助・共助・公助の役割を担い、連携・協働して、地震防災対策を推進する。

また、対策の実効性を高めるため、推進プランに以下の内容を記載する。

① 『第三「指針の目標達成の具体的事業一覧」』において、多様な主体の取組を可能な限り盛り込む。

併せて、例えば環境を目的とした事業であっても地震防災対策に繋がる事務・事業についても幅広く記載する。

② 『第四「各主体の役割」』において、京都府全体で地震防災対策を推進するため、戦略指針、推進プランの目標達成のため、「府民・家庭」「地域」「企業」の主要主体が果たすことが期待される役割とそれぞれの項目について「行政の役割や施策等」を記載する。

5 戦略性の確保

減災目標を支える「府民の生命と生活を守る」「京都らしさを守る」「地域力を高める」の3つの柱に重点を置いて事業を推進する。

(1) 「府民の生命と生活を守る」

建物の倒壊を防ぎ人的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化、公共施設の耐震化、地震に強いまちづくり等の取組みを推進する。

特に、家庭における防災対策や多くの府民が利用する施設や防災拠点となるべき公共施設の耐震化は、府民の生命を守る上で直接的な効果を発揮することから、耐震化事業を積極的に推進する。

(2) 「京都らしさを守る」

文化財・景観や観光客の保護、大学や企業の事業継続体制の確保など京都らしさを守る取組みを京都市と連携して推進する。

なお、文化財の保護及び観光客の保護対策については、既に設置している京都市とのワーキング組織により事業内容を検討し、推進する。

(3) 「地域力を高める」

府民の防災意識の向上や地域防災力の向上等、地域力を高める取組みについては、府民運動を展開し、積極的に推進する。

6 地域特性に応じた対策の推進

京都府を山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局管内と政令指定都市である京都市の5つの地域に分け、それぞれの地域ごとの地震のリスクや特性等に応じた地震防災対策を推進する。

(1) 地震のリスク

京都府は南北に長く、影響の及ぶ地震の発生確率と被害想定が地域により大きく異なる。

①東南海・南海地震

発生確率が高いとされる東南海・南海地震については、山城地域、京都市において、死者130人、全壊建物10,400棟の大きな被害が生ずることが想定されている。

②直下型地震

京都府には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布している。特に、東南海・南海地震前後には、こうした断層による直下型地震の発生確率が高まるとされており、例えば、府内に最も大きな被害を生じさせる「花折断層」地震では、死者 6,900 人、全壊建物 148,400 棟の甚大な被害が生ずることが想定されている。

とりわけ、個別の断層では、国は「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震の発生確率を相対的に高いと公表しており、京都市及び山城地域では、これらの断層により著しい被害が想定されており、主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にある。

また、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震により、府内海岸部で最大 1.1 m の波高が予測されている。

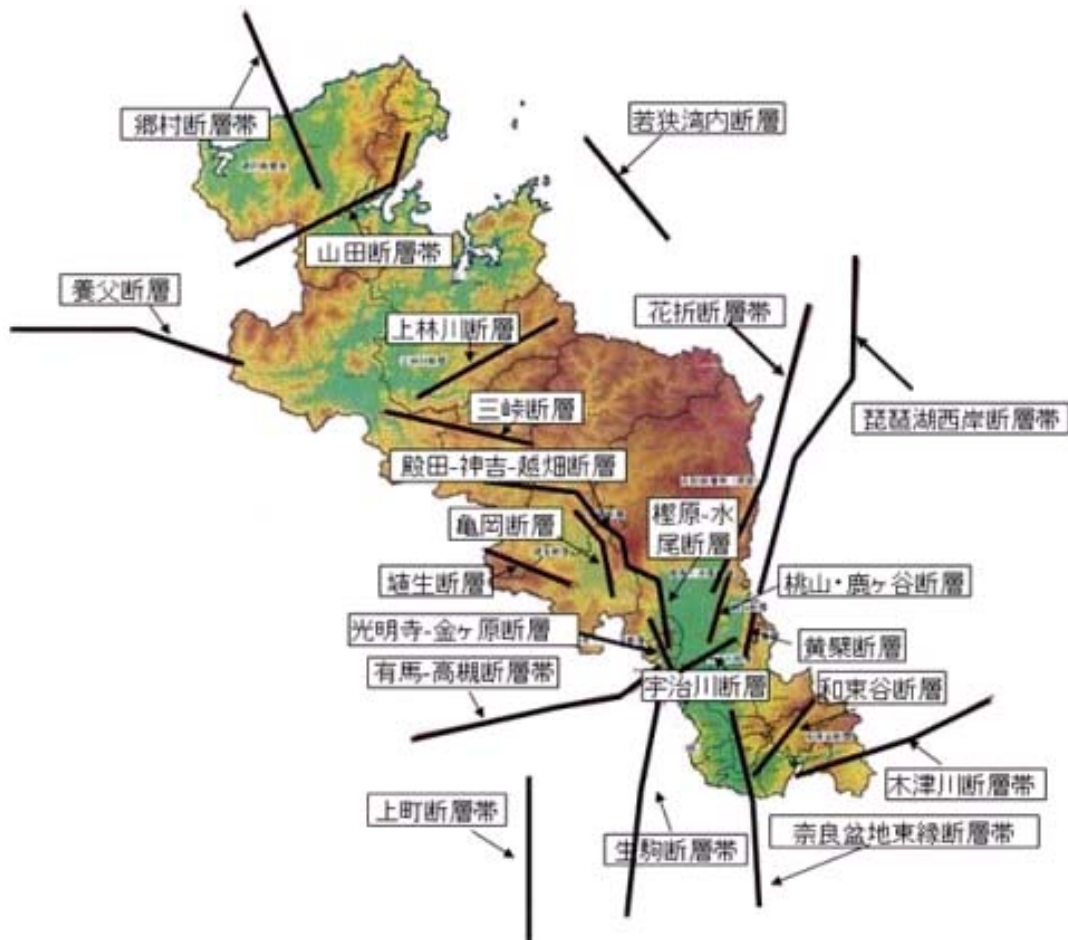
【地震のリスク】

地震	山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域
東南海・南海地震	○関東・東海・近畿・四国地方などの太平洋岸を広域にわたり甚大な被害が発生 ○京都府内で最大震度6弱。全域にわたり震度4から5強の揺れによる大きな被害が想定 ○今後30年で、60%以上の発生確率				
地域別事項	甚大な被害が想定され、建物の耐震化など被害軽減対策を積極的に講じる必要がある。		大きな被害は想定されない。自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを行う必要がある。		
直下型地震	○府内全域に直下型地震を引き起こす活断層が存在し、これらの断層による震度7～6強の地震により、局所的ではあるが甚大な被害が想定される。また、近年、鳥取西部地震や中越地震など地表に活断層が現れていない箇所でも地震が発生している。こうしたことから、府内全域で地震への備えが必要である。				
府内に大きな被害を与える断層(発生確率)	花折(ほぼ0~0.6%)、樫原-水尾(ほぼ0~0.8%)、殿田-神吉-越畑(ほぼ0~0.8%)、有馬-高槻(ほぼ0~0.03%)、植生(不明)、琵琶湖西岸(北部1~3%、南部ほぼ0%)			山田(不明)、郷村(ほぼ0%) 若狭湾内(不明)、養父断層(不明)	
	桃山-鹿ヶ谷(ほぼ0~0.6%)、黄檗(不明)、奈良盆地東縁(ほぼ0~5%)、上町(2~3%)、生駒(ほぼ0~0.1%)、宇治川(不明)、木津川(ほぼ0%)、和束谷(不明)		三峠(0.4~0.6%)、上林川(不明)		
			亀岡(ほぼ0~0.8%)		
	光明寺-金ヶ原断層(ほぼ0~0.8%)				

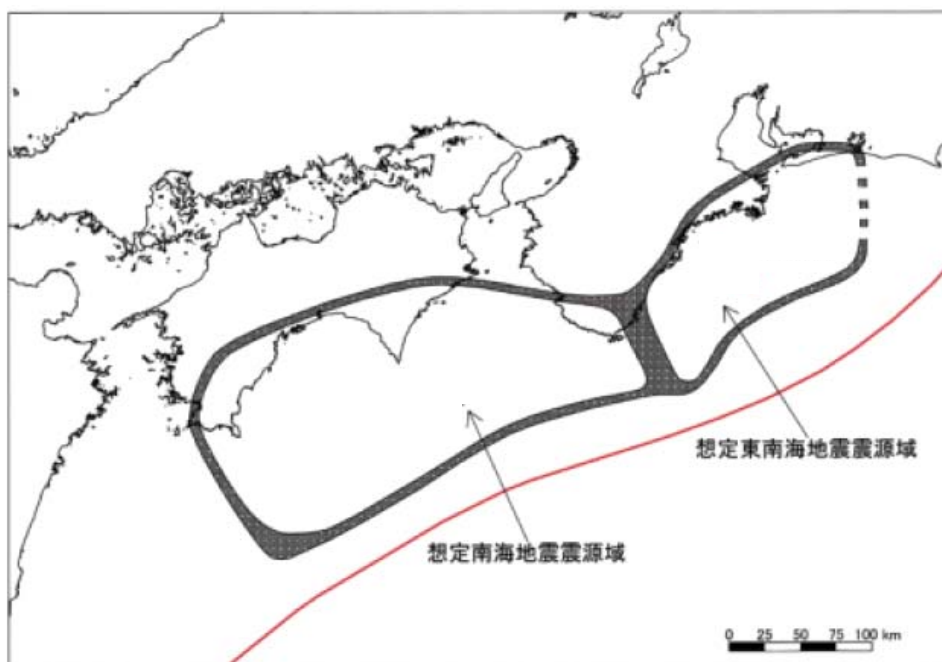
※ 上記活断層の位置図及び地震被害数量については、参考資料として後掲する。

[参考資料]

【京都府内・周辺の主要な活断層の位置】



【想定される東南海・南海地震の震源域の位置】



【地震発生確率と想定被害数量】

断層名		最大予測震度	今後30年以内の発生確率 地震調査研究推進本部公表値 (平成22.1.1基準)	人的被害					建物被害		
				死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
					重傷者 (人)	軽傷者 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	7	ほぼ0～0.6%	6,900	74,400	12,100	44,400	481,100	148,400	114,200	18,600
	桃山-鹿ヶ谷断層	6強	ほぼ0～0.6%	2,300	23,600	2,300	12,100	194,500	52,800	38,200	2,100
黄檗断層		6強	—	800	13,200	1,000	6,200	94,100	17,300	25,400	1,100
奈良盆地東縁断層帯		7	ほぼ0～5%	1,900	19,700	2,000	10,700	248,500	46,000	89,500	7,100
西山断層帯	亀岡断層	7	ほぼ0～0.8%	400	6,900	500	3,000	102,000	13,500	42,900	1,300
	榎原-水尾断層	7	ほぼ0～0.8%	1,300	17,800	1,600	9,000	206,100	24,900	38,000	2,000
	殿田-神吉-越畑断層	7	ほぼ0～0.8%	3,400	34,900	3,900	19,000	426,000	77,600	155,500	8,600
	光明寺-金ヶ原断層	7	ほぼ0～0.8%	800	14,300	1,100	6,900	127,500	15,500	37,300	1,600
三峠断層		7	0.4～0.6%	1,200	7,900	1,300	6,000	95,700	38,300	44,700	7,600
上林川断層		7	—	1,200	8,300	1,300	5,800	101,500	39,500	47,600	7,700
若狭湾内断層		5強	—	0	60	0	20	5,400	600	2,600	0
山田断層帯		7	—	1,700	9,000	1,600	6,800	108,100	55,000	49,300	13,200
郷村断層帯		7	ほぼ0%	2,200	12,700	2,300	9,300	149,400	76,600	60,600	16,300
上町断層帯		6弱	2～3%	90	3,700	100	1,200	64,300	5,000	28,700	400
生駒断層帯		7	ほぼ0～0.1%	3,400	30,300	3,500	18,500	367,200	65,200	123,800	7,500
琵琶湖西岸断層帯		6強	北部:1～3% 南部:ほぼ0%	1,100	36,500	4,100	18,900	228,500	39,300	63,600	4,000
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	ほぼ0～0.03%	2,900	43,900	5,200	26,800	340,500	50,800	80,600	7,400
	宇治川断層	7	—	1,200	22,800	2,200	12,100	206,800	21,200	35,500	2,000
木津川断層帯		7	ほぼ0%	1,600	18,400	1,700	9,300	236,500	40,700	89,000	6,100
埴生断層		7	—	1,500	20,000	1,700	9,700	262,300	38,000	101,900	3,500
養父断層		7	—	700	7,200	800	3,900	105,100	29,000	58,800	4,900
和東谷断層		6強	—	400	5,500	500	2,600	77,400	12,300	32,500	2,300
東南海・南海地震		6弱	南海地震:60%程度 東南海地震:60～70%	130	6,200	140	2000	111,600	10,400	51,900	400

京都府地震被害想定調査結果(2008)

(2) 社会的特性等

地域ごとの地理的・社会的・地震防災対策の推進状況など地震防災対策を推進する上で考慮すべき社会的特性等は、次表のとおりである。

なお、同地域内であっても、市町村ごとに、社会的特性等や地震防災対策の進捗状況が異なることから、より実効性を高めるためには、各市町村においても地震防災のアクションプランを策定する必要がある。

【各地域の社会的特性等】

区 分		山城地域	京都市域	南丹地域	中丹地域	丹後地域	
全般的特性		都市部	都市部	都市・農村部併存	農村部	農村部	
地理特性	面積	553.99 k㎡	827.90 k㎡	1,144.28 k㎡	1,241.83 k㎡	840.19 k㎡	
	概要	京都盆地と河川周辺で平地が広がり、その他は丘陵及び山地からなる。		亀岡盆地と河川周辺の平地と山地からなる。	福知山盆地と河川と海岸の河口付近で平地が広がり、その他は山地からなる。		
社会特性	人口(人口数)	704,145人 (1,271人)	1,456,269人 (1,759人)	145,057人 (127人)	208,896人 (168人)	110,653人 (132人)	
	高齢化率	20.3%	22.8%	23.5%	26.5%	30.2%	
	事業所数	7,172所	25,670所	1,891所	3,455所	2,325所	
地震対策等の推進状況	耐震率	住宅	73.9%	77.7%	68.5%	60.5%	48.2%
		公共	59.9%	79.4%	70.0%	62.4%	59.9%
	自主防	68.0%	100.0%	97.9%	52.3%	92.8%	
	常備消防	64.7% 850(0.12)人	97.9% 1,957(0.13)人	71.5% 181(0.13)人	66.3% 278(0.13)人	70.3% 182(0.16)人	
	消防団	95.1% 3,964(0.56)人	86.0% 4,272(0.29)人	94.5% 3,309(2.25)人	93.0% 4,155(1.96)人	95.7% 2,760(2.47)人	
	土砂災害	1,029箇所	1,222箇所	1,913箇所	2,966箇所	1,717箇所	
	孤立集落	50箇所	73箇所	66箇所	204箇所	66箇所	
概要		<p>○今後、急速な高齢化が予想される。</p> <p>○S40年代の人口急増期に建設され耐震化率が十分でない公共施設が多い。</p> <p>○自主防災組織の組織率が低い。</p>	<p>○文化財が集中している。</p> <p>○観光客が多い。</p> <p>○企業や大学等が多く存在している。</p> <p>○自主防災組織の組織率は100%である。</p>	<p>○南部地域では、市街地が密集して広がっている。</p> <p>○北部地域では、中山間地山間部が多く、過疎・高齢化が進展している。</p> <p>○地域コミュニティは概して強固である。</p> <p>○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。</p> <p>○食糧や飲料水などが比較的確保しやすく、自立性が高い。</p>	<p>○自主防災組織の組織率が低い。</p> <p>○住宅の建替え需要が低く、耐震化率が低い。</p> <p>○公共施設の耐震化率が低い。</p> <p>○山間部が多い。</p> <p>○地域コミュニティは概して強固である。</p> <p>○過疎・高齢化の傾向が顕著で、今後の進展により共助機能の維持が困難となることも想定される。</p> <p>○中山間地、山間部が多い。</p> <p>○同報系の防災行政無線等住民への伝達手段の整備が進んでいる。</p> <p>○食糧や飲料水などが比較的確保しやすく、自立性が高い。</p>		

注) 自主防：自主防災組織の組織率

常備消防：消防力の整備指針に基づく算定数に対する職員の充足率

()内は、人口100人当たりの消防職員数

消防団：市町村の条例定数に対する消防団員の充足率、()内は、人口100人当たりの消防団員数

土砂災害：土砂災害危険区域数

孤立集落：孤立の可能性がある集落数

※上の表では典型的な状況について述べているが、実際には、地震防災対策の方向性が大きく異なる都市部と農村部が併存する市町村が多くあることから、各市町村は地域の実情を十分に踏まえて地震防災対策を推進する必要がある。

(3) 地震リスクと社会的特性等に応じた地域ごとの地震防災対策

府内全域で推進すべき対策及び5つの地域ごとの地震リスクや社会的特性等に応じて取り組むべき地震防災対策は以下のとおりである。

①地震リスクに応じた対策

京都府全域には直下型地震を引き起こす断層が数多く分布しており、府内のいかなる地域においても地震のリスクから免れず、全ての地域において地震防災対策を講じる必要がある。

○東南海・南海地震

山城地域、京都市は、東南海・南海地震により大きな被害が想定されているため、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定され、防災対策推進計画を定めている。今後、同推進計画に基づき、「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等」「住宅及び公共施設等の耐震化の推進」などの対策を積極的に推進する必要がある。

一方、南丹・中丹・丹後地域は、東南海・南海地震による大きな被害は想定されていないが、自地域の混乱の早期収拾、支援計画の策定など甚大な被害を受ける地域への支援の備えを中心に万全の対応を図る必要がある。

○直下型地震

京都市及び山城地域では、発生確率が相対的に高いと公表されている「奈良盆地東縁断層帯」「上町断層帯」の地震により著しい被害が想定されるなど主要な活断層の数、発生確率、想定される被害数量のいずれもが南丹・中丹・丹後地域と比較して高い傾向にあるため、特に地震防災対策を積極的に推進しなければならない。

一方、南丹・中丹・丹後地域においても甚大な被害が想定される活断層が多数存在することから、地震防災対策を推進しなければならず、加えて、中丹・丹後地域では、若狭湾内断層地震により発生する津波への対策を講じる必要がある。

②全地域において推進すべき対策

- ・公共施設、住宅、民間施設の耐震化を推進する。
- ・ライフライン施設の耐震化を推進する。
- ・家具の転倒防止等室内の安全対策を推進する。
- ・消防団、自主防災組織の活性化など地域防災力を向上する。

③各地域の特性に応じ重点的に推進すべき対策

【山城地域】

- ・耐震化率が十分でない公共施設が多いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。
- ・自主防災組織の組織率が低いため、組織率向上対策を推進する。
- ・今後、急速に高齢化が進展するため、要配慮者対策を推進する
- ・家庭内備蓄等自助の取り組みを強化する。

【京都市域】

- ・人口集中地域であり、建物倒壊火災等により人的被害が大きいいため、京都らしい景観に配慮しながら、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・ライフラインに強く依存しており、都市機能を維持する上からもライフライン等の耐震化を推進する。

- ・文化財の保護対策を推進する。
- ・観光客の保護、避難誘導等の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等に通勤・通学する者の帰宅支援対策を推進する。
- ・企業や大学等の事業継続対策を推進する。
- ・消防団員が年々減少しており、地域での防災活動や大規模災害時の対応への影響が懸念されるため、魅力ある消防団づくりや募集活動の強化を推進する。
- ・家庭内備蓄等自助の取り組みを強化する。

【南丹地域】

- ・南部では、市街地が密集して広がっているため、建物倒壊火災等により人的被害が大きいいため、市街地密集対策や不燃化対策を推進する。
- ・北部では、過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

【中丹地域】

- ・過疎化等により住宅の建替えも少なく、概して耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・自主防災組織の組織率が概して低く、組織率向上対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備などの津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

【丹後地域】

- ・過疎化等により住宅の建替えも少なく、概して耐震化率が低いため、住宅の耐震化を推進する。
- ・公共施設の耐震化率が概して低いため、公共施設の耐震化を推進する。
- ・過疎・高齢化の今後の進展により共助機能の維持が困難となるため、地域コミュニティの維持対策を推進する。
- ・高齢化が進展しているため、要配慮者対策を推進する。
- ・住民への情報伝達体制の整備など津波対策を推進する。
- ・中山間地域、山間部が多く、土砂災害等により多くの地域が孤立し、救援活動の難航が予想されるため、孤立集落対策を推進する。

7 戦略指針及び推進プランの実施について

(1) 実施体制

① 全庁体制の確保

京都府は、全部局で構成する「京都府戦略的地震防災対策推進本部」を下記のとおり設置し、全庁での推進体制を確保して地震防災対策を推進する。

推進本部	本部長：副知事（安心・安全総括担当） 副本部長：府民生活部長 本部長員：危機管理監、広域振興局長（山城・南丹・中丹・丹後）、各部長、教育長、府警本部長、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長
幹事会	幹事長：防災監 幹事：各部主管課長、広域局企画総務部総務室長（山城・南丹・中丹・丹後）、危機管理・防災課長、消防安全課長、警察本部警備部警備第一課長 （事務局：危機管理・防災課）

② 多様な主体との連携

京都府は、戦略指針及び推進プランに基づき、国、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働して地震防災対策を推進することとし、京都府・京都市防災対策連絡協議会や各広域振興局管内ごとの地域防災対策連絡会等の活用など、日頃から情報共有を図り連携体制を確保する。

なお、市町村は、京都府地震被害想定調査結果等を踏まえた減災対策を講じる上で主体的な役割を果たすことが期待される。

③ 広域連携

今後、発生確率の高い東南海・南海地震のようなスーパー広域災害に対しては、被害が発生する各地域の防災力を向上させるとともに、地域間の広域連携の推進が重要であることから、現在検討が進められている関西広域連合（仮称）などにより、広域連携体制を強化する。

(2) 目標

推進プランに盛り込む事務・事業については、戦略指針に掲げた減災目標や主要な施策項目の目標が達成できるよう、可能な限り数値化し、数値化が困難な事務・事業については達成しようとする目標の内容を出来る限り具体的に記載する。

また、関連する他の計画等において、数値目標や達成時期が既に設定されている場合は、これらの既存計画との調整を行う。

なお、推進プランの計画期間内に既存の関連する他の計画等が改訂された場合は、その都度、推進プランの内容を見直し・改訂する。

(3) 戦略指針及び推進プランの進捗管理

府防災会議に外部有識者で構成する「戦略的地震防災対策推進部会」（以下「部会」という。）を中心に戦略指針及び推進プランの進捗管理を行う。

①各部局の予算要求に当たっての評価

危機管理・防災課は、府の当初予算の編成時において、推進プランに記載された主要な地震防災対策に係る要求状況を一元的に把握するとともに、目標達成に向けた計画的取組の観点からの評価を付して、総務部へ提出する。

②透明性の確保

推進プランに掲げた各実施主体は、進捗状況を自己点検し、順次改善しながら事業を推進するとともに、可能な限りその進捗状況の公表に努める。

③戦略指針及び推進プランの進捗状況の調査

危機管理・防災課は、戦略指針及び推進プランに掲げた事務・事業等の進捗状況について、毎年度末時点において、関係部局・関係機関等に対し調査・確認を行い、7つの施策と62の施策項目毎に評価シートを作成し、部会に報告する。

④ 戦略指針及び推進プランの進捗状況の評価

事務・事業の進捗状況等の報告を受けた部会は、個別の施策の状況をみながら、施策全体として、減災という大きな目標に向けて効果的に推進されているかについて総合的な評価を行う。

部会は、毎年度、京都府防災会議に、戦略指針及び推進プランに係る地震対策の進捗状況と評価結果を報告・公表する。

⑤ 指針及び推進プランの見直し

部会による評価の結果や社会情勢の変化等を踏まえ、京都府防災会議は、随時、指針及び推進プランの見直しを行い、実効性を高める。

第二 京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

京都府戦略的地震防災対策推進プランの施策展開

次表は、戦略指針に掲げた「3つの柱」と「7つの政策」に基づき、同指針に記載された施策項目をマトリクスの形式で整理したものである。なお、表中◎の項目については、特に優先度が高いものとして取り組むべき項目である。

減災目標	今後10年間で、東南海・南海地震の被害を可能な限り抑止するとともに、直下型地震の被害を半減する			
7つの政策	3つの柱	府民の生命と生活を守る	京都らしさを守る	地域力を高める
1 地震に強い京都のまちづくりを進める	◎防災拠点施設の耐震化を進める (1-1-1) 【公共防災拠点70.1%→80% H25】 ◎学校施設の耐震化を進める (1-1-2) 【公立小中学校73.7%→90% H25】 ◎医療・福祉施設の耐震化を進める (1-1-3) 【公立社会福祉施設68.1%→80% H26】 ◎多数の人が集まる建物の耐震化を進める (1-1-4) 【公共文化会館等60.6%→80% H25】 ○二次災害を発生させる建物の耐震化を進める (1-1-5) ○中小規模の建物の耐震化を進める (1-1-6) ○災害に強い自然環境整備を進める (1-2-1) 【土砂災害危険箇所対策の推進】 ○インフラ(道路、河川等)の整備・耐震化を進める (1-2-2) 【緊急輸送道路の改良、橋梁の耐震化】 ○災害に強いライフライン施設の整備を進める (1-2-3) ○災害に強いまちづくりを進める (1-2-4) 【地震防災緊急事業五箇年計画に基づく推進】	◎多数の人が集まる建物の耐震化を進める(再掲) (1-1-4) ○中小規模の建物の耐震化を進める(再掲) (1-1-6) ○災害に強いまちづくりを進める(再掲) (1-2-4) 【京都らしい景観の保全に配慮した密集市街地対策】	◎学校施設の耐震化を進める(再掲) (1-1-2) ○災害に強い自然環境整備を進める(再掲) (1-2-1)	
2 地震時のすまいの安全、地震後のすまいの安心を守る	◎住まいの耐震診断を進める (2-1-1) ◎住まいの耐震化を進める (2-1-2) 【住宅耐震化率74.2%→90% H27】 ◎室内の安全対策を進める (2-1-3)	◎住まいの耐震診断を進める(再掲) (2-1-1) 【伝統的町家・民家】 ◎住まいの耐震化を進める(再掲) (2-1-2) 【伝統的町家・民家】	○災害後の仮住まいを確保する (2-2-1) ○住まいの再建を支援する (2-2-2)	
3 地震に強い京都の人づくりを進める	○府民に対する教育・訓練を実施する (3-1-2) ◎個人・家庭の防災意識を高める (3-2-1) ○減災に向けて個人(家庭)で行動する (3-2-2) ○減災に向けて地域で行動する (3-3-3) ○学校の危機管理体制を強化する (3-4-2)	○企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める (3-5-1)	○府民の防災意識を高めるための広報を行う (3-1-1) ○府民に対する教育・訓練を実施する(再掲) (3-1-2) ○地域の「つながり」を高める(再掲) (3-3-1) 【自主防災組織率87.7%→95% H26】 ○地域の防災意識を高める(3-3-2) ○減災に向けて地域で行動する(3-3-3) (消防団充足率92.3%→100% H26) ○学校での防災教育を充実させる (3-4-1) 【防災教育用教材の開発・普及】 ○学校の危機管理体制を強化する(再掲) (3-4-2) ○企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める(再掲) (3-5-1)	

3つの柱 7つの政策	府民の生命と生活を守る	京都らしさを守る	地域力を高める
4 行政の危機対応能力の向上を図る	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の情報処理の体系を確立する(4-1-1) ○災害時の通信手段を確保する(4-1-2) ○府民への情報伝達体制を確立する(4-1-3) 【全市町村におけるJ-ALERTの整備】 ○計画を整備・充実する(4-2-1) 【業務継続計画の策定、指定全市町村における東南海・南海地震防災対策推進計画の策定】 ○初動体制を充実させる(4-2-2) ○災害対応能力を向上させる(4-2-3) ○防災関係機関との連携・応援体制を強化する(4-2-5) 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア(率先市民)と連携する(4-2-4) ○府民への情報伝達体制を確立する(再掲)(4-1-3) 【外国人への情報伝達体制】 	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO・ボランティア(率先市民)と連携する(再掲)(4-2-4) ○復興について事前に検討する(4-3-1) ○復旧・復興のために多様な資金を準備する(4-3-2)
5 災害後の府民生活を守る	<ul style="list-style-type: none"> ○消防・救出・救助機関の能力を高める(5-1-1) 【常備消防力強化、耐震性貯水槽整備】 ○災害時の医療体制を整備する(5-1-2) 【DMAT従事者の養成】 ○広域避難体制を充実させる(5-1-3) ○災害時要配慮者を支援する(5-1-4) 【支援計画の全市町村策定】 ○孤立地域に対する支援を行う(5-1-5) ○二次災害を予防する(5-1-7) 【被災建築物応急危険度判定士養成】 ○亡くなられた方への対策を行う(5-1-8) ○被災者の生活物資を確保する(5-2-1) 【応急物資供給協定の締結】 ○健康・衛生管理体制を確立する(5-2-2) ○被災地の治安を守る(5-2-3) ○被災地における交通安全を確保する(5-2-4) ○安全な避難所を確保する(5-3-1) 【避難所となる公共施設・学校等耐震化】 ○災害時に自立できる避難所を確保する(5-3-2) ○安心・安全な避難所運営体制を確保する(5-3-3) 【福祉避難所の設置体制の構築】 ○基幹的社会基盤の応急復旧を行う(5-4-1) ○基幹的社会基盤の代替機能を確保する(5-4-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時要配慮者を支援する(再掲)(5-1-4) 【日本語の理解が不十分な外国人支援】 ○帰宅困難者を支援する(5-1-6) 【帰宅困難者支援協定締結】 ○地域生活を再建する(5-5-2) 【NPOとの連携・協働】 ○職業生活を再建する(5-5-3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭生活を再建する(5-5-1) ○地域生活を再建する(再掲)(5-5-2) ○職業生活を再建する(再掲)(5-5-3)
6 京都らしさを保った復興を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客を保護する(6-1-1) 【観光客保護支援マニュアルの整備】 	<ul style="list-style-type: none"> ○観光客を保護する(再掲)(6-1-1) ○観光産業を再興する(6-1-2) ○伝統・文化を守る(6-2-1) 【文化財耐震化・防火対策の推進、伝統工法・技術の継承対策】 ○知的集約を復元・復興する(6-2-2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○伝統・文化を守る(再掲)(6-2-1) 【文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築】
7 京都経済・活力を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の事業継続を確立する(7-1-1) ○大学の業務継続を確立する(7-2-1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の事業継続を確立する(再掲)(7-1-1) 【企業における事業継続計画策定】 ○大学の業務継続を確立する(再掲)(7-2-1) 【大学における業務継続計画策定】 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の活力を維持する(7-3-1) 【企業・大学と地域の協働体制の確立】

第三 指針の目標達成の具体的事業一覧

下記において、戦略指針で体系化した各施策項目ごとに定めた防災戦略の内容及び主要な施策項目について設定した目標を再掲し、それを推進するための具体的事業を担当部局等（実施主体）を明記して、囲みの中に記載する。

また、具体的事業のうち、新規事業を「【新規】」、各事業における先進的な取組を「【先進】（点線の囲み）」で、それぞれ示して記載した。

なお、具体事業で達成年度が記入していないものは、推進プランの計画期間内に実施することとする。

1 地震に強い京都のまちづくりを進める

大規模地震が発生すると、耐震性が劣る建物の倒壊や、二次災害として延焼火災の発生が想定される。

このため、府民の生命の安全を第一に、被害を可能な限り軽減できるよう、建築物の耐震化・不燃化の推進、公園や道路の整備等による防災空間の確保等「地震に強い京都のまちづくり」を進める。

また、インフラ（道路、河川等）やライフラインが地震によって被害を被った場合、応急対策、復旧対策、被災住民の生活支援等に重大な支障が生じる。

このため、インフラ（道路、河川等）やライフラインについて耐震化等の地震対策を進め、「地震に強い京都のまちづくり」を進める。

なお、耐震化等の地震対策の推進に当たっては、長周期地震動対策、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン等の確保にも留意する。

1-1 重要構造物の耐震化を進める

1-1-1 防災拠点施設の耐震化を進める【重点取組項目】

府・市町村の庁舎、消防署、警察署等の防災拠点施設は救出・救助、消火活動等の応急対策や、被災者支援をはじめとする復旧・復興等の被害軽減対策の実施拠点として重要な役割を担っている。

このため、府・市町村は、防災拠点施設の耐震化を計画的・効率的に進めるとともに、設備のバックアップ措置・体制の確保、代替施設の確保等防災拠点機能の維持に努める。

<戦略指針の目標>

- 平成25年度までに防災拠点となる公共施設の耐震化率80%を目指す。(70.1% (H20年度))
(資料:「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」(消防庁))

【推進事業】

府防災拠点施設の耐震化

- 府施設の耐震状況を公表する (H21年度実施済)
- 府の防災拠点施設(庁舎、警察署、避難所等)の耐震化を計画的に進める

[担当部局等]

総務部
総務部、府民生活部、
施設所管部局

[改修予定棟数]

区分	対象施設※	耐震基準を満たさない	廃止・解体予定及び検討中	H21年度実施中	H22～H25年度の目標
府庁舎(本庁舎、府立消防学校等)	109棟	26棟	16棟	0棟	今後、約76棟の耐震化事業により耐震化率80%達成可能
警察署	25棟	22棟	5棟	5棟	
避難所となる府立学校等	333棟	183棟	12棟	24棟	
計	467棟	231棟	33棟	29棟	

(※昭和56年以前の基準で建てられた建築物のうち、非木造3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上の建物等)

※学校施設については、昭和56年以前の基準で建てられた非木造2階建て又は床面積200㎡以上の建物等)

市町村防災拠点施設（庁舎、消防署等）の耐震化

- 市町村防災拠点施設の耐震診断を実施するとともに、耐震化を京都府地震防災緊急五箇年計画等により進める
耐震化率：70.4%（H20年度）→80%（H25年度）

防災拠点施設の機能確保対策

- 必要な設備のバックアップ措置を行い、機能の確保対策を講じるとともに、代替施設確保の検討等を進める
 - ・府総合庁舎の自家発電設備整備（高出力機への更新）（H23年度完了）
 - ・災害対応型自動販売機の設置を進める
- 府庁舎のロッカー等の転倒防止対策を進める【新規】
- 窓ガラスの飛散防止対策を進める【新規】

◆公共施設（防災拠点）耐震化率 70.1%（H20年度）

府 68.1%、市町村 70.4%

警察本部、警察署：53.6%、消防本部、消防署：78.1%

（資料：「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果」（消防庁））

！【先進】緊急時におけるNTT京都支店の11施設の使用協定締結（府H19年度）

市町村、消防組合

総務部、府民生活部、
施設所管部局、市町村、
消防組合
政策企画部
施設所管部局、市町村
府民生活部
府民生活部

1-1-2 学校施設の耐震化を進める【重点取組項目】

学校施設は、児童・生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活等の場であり、安心・安全な環境を確保する必要がある。

また、地域住民にとって身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことも求められており、速やかな復興を行う上で、教育活動等を早期再開することは、極めて重要である。

このため、学校設置者は、学校施設の耐震化を早期に進める。

特に、地震により倒壊等の危険性が高いとされる小・中学校等については、国の補助制度を活用し、耐震化を完了するよう努める。

<戦略指針の目標>

- 平成25年4月までに公立小・中学校の耐震化率90%を目指す。
（倒壊の危険性が高い施設は平成24年度までに耐震化率100%を目指す。）

【推進事業】

- 公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する
 - ・府（府の他の施設を含む）及び全市町村で実施済（H21年度）
- 公立小・中学校の耐震化を進める
 - ・各設置者において小中学校の耐震改修を実施
耐震化率：73.7%（H20年度）→90%（H24年度）
 - ・Is値0.3未満の校舎の耐震改修の完了（H24年度）
 - ・小中学校施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会の実施
- 私立学校（幼・小・中・高）の耐震化を進める
 - ・耐震診断調査費補助による耐震診断の推進
耐震診断率 32.8%（H20年度）→100%（H25年度）
 - ・H21年度創設の「私立学校施設緊急耐震化支援事業」（府独自で1/6を国制度に上乗せ補助）により耐震化を推進
当該事業により24棟を耐震化する（H22年度）
- 府立学校の耐震化を進める
 - ・Is値0.3未満の校舎について、H23年度までに耐震改修に着手。以後、Is値0.3以上0.7未満の校舎に着手

[担当部局等]

市町村、総務部、教育庁

市町村

教育庁

私学、文化環境部

教育庁

耐震化率 73.8%(H20年度)→80%(H25年度)

(府立学校の今後の耐震改修完了見込棟数)
H21年度…9棟、H22年度…11棟

○大学の耐震化を進める

- ・府立の大学の耐震改修の推進
附属病院外来棟、臨床医学舎の新築事業(H18～H22年度)
耐震化率 60.8%(H20年度)→80%(H25年度)〈※公共施設の耐震化目標〉

府公立大学法人

- ・各大学等において耐震改修の推進
- ・各大学法人等に対して耐震改修推進の重要性を周知・啓発

各大学等
府民生活部

○公立幼稚園の耐震化を進める

- ・各設置者において幼稚園の耐震改修を推進
- ・公立幼稚園施設の耐震補強工事促進のための市町村施設担当者研修会の実施

市町村
教育庁

1-1-3 医療・福祉施設の耐震化を進める【重点取組項目】

医療施設や福祉施設は、自力で避難することが困難な利用者が多く、また、災害拠点病院をはじめとする医療機関は、多数の負傷者に対して迅速かつ適切な医療・救護活動を行うことが求められる。

このため、医療機関や福祉施設の管理者は、行政と連携し、24時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、早急に建物・設備の耐震化及び設備のバックアップ措置・体制の確保を進める。

<戦略指針の目標>

○平成25年度までに防災拠点となる公共施設の耐震化率80%を目指す【再掲】

【推進事業】

- 府内の全ての災害拠点病院(7病院)の耐震化を完了する
・京都府医療施設耐震化特例基金(31億2100万)を活用し、災害拠点病院のうち未耐震の2病院の耐震化完了(H22～H25年度)

[担当部局等]
健康福祉部、日赤等医療機関

- 府内医療機関についての耐震診断、耐震改修を進める
・国の助成制度、税制優遇措置を周知し、各医療機関の耐震化を促進
・京都府医療施設耐震化特例基金(31億2100万)を活用し、医療機関の耐震化整備を促進(H22～H26年度)

施設管理者(市町村、独立行政法人、医療法人等)、健康福祉部

- 社会福祉施設の耐震診断、耐震改修を進める
・府社会福祉施設等整備臨時特例基金(71億2600万)を活用し、社会福祉施設の耐震化を促進
※基金事業にはスプリンクラー整備、小規模介護施設新・増設を含む
府・市町村立の社会福祉施設の耐震化率
68.1%(H20年度)→80%(H25年度)〈※公共施設の耐震化目標〉
・民間保育所の耐震化促進(府こども未来基金の活用による支援)
・研修、法人指導監督等の様々な機会を捉え、施設の耐震化等の推進を指導

施設管理者(市町村、各法人等)、健康福祉部

健康福祉部

- 社会福祉施設のスプリンクラーを整備する(H23年度)
・消防法施行令改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた介護施設等のスプリンクラー整備費を助成

施設管理者等、健康福祉部

1-1-4 多数の人が集まる建物の耐震化を進める【重点取組項目】

不特定かつ多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物が被災した場合、甚大な被害が発生することが想定される。

このため、府・市町村は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により、所有者が耐震診断や必要な耐震改修に努めることとされている特定建築物について、京都府建築物耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画にもとづき、防災拠点となるもの、緊急道路や避難路沿いにあるもの、密集市街地にあるもの等の耐震化を支援する。

また、地震時の安全を確保するため、エレベーターの地震防災対策を推進する。

<戦略指針の目標>

○特定建築物の耐震化の推進

平成 27 年度までに用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効果的・効率的な施策展開を図ることで、耐震化を推進する。

○平成 25 年度までに防災拠点となる公共施設の耐震化率 80%を目指す。【再掲】

【推進事業】

○府建築物耐震改修促進計画等に基づき緊急輸送道路、避難路沿いの建物、密集市街地内の建物等の耐震化を進める
・緊急輸送道路沿道大規模建築物に関する耐震調査（府：H18、19 年度実施）

【先進】特定建築物耐震診断助成事業（京都市）

○府立の大規模集客施設について耐震改修を進める
（今後耐震改修予定の府の大規模集客施設）
京都文化博物館別館、文化芸術会館、堂本印象美術館、ゼミナールハウス等

○府施設の耐震状況を公表する（H21 年度実施済）（再掲）

○市町村立の大規模集客施設（文化会館、公民館等）の耐震改修を進める

◆公共施設（文化会館・公民館）耐震化率 60.6%（H20 年度）

◆公共施設（体育館）耐震化率 79.2%（H20 年度）

○民間の大規模集客施設の耐震化を進める
・耐震改修促進計画に基づく施設所有者への建築物の安全確保の指導・助言
・税制優遇措置（耐震改修促進税制）等の周知
・防災週間などを通じ、建築物の耐震化の啓発の実施

○安全装置の設置義務付け等エレベーターの安全に係る技術基準の見直しについて業界団体等への指導・啓発する

[担当部局等]
建設交通部、市町村

総務部、文化環境部、
施設所管部局

総務部

市町村

施設所有者
建設交通部、市町村
建設交通部、市町村
建設交通部、市町村

建設交通部

1-1-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める

化学工場等危険物等を扱う施設が被災した場合、重大な二次災害を引き起こすおそれがある。

このため、毒物・劇物等を所管する府・市町村は、関係法令に基づき、指導監督を行い、施設の安全対策を促進する。

また、建築行政を所管する府・市町村は、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物について、指導監督を行い、建築物所有者は耐震化を促進する。

【推進事業】

○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める

・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記

[担当部局等]

府民生活部

- ・業界等を通じ研修会等の実施

府民生活部、市町村

○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を進める

建設交通部、市町村

- ・対象建物の耐震性能を独自基準（建築基準法以上）に照らし再確認中
- ・ガス供給施設の耐震性能（100%）の維持
- ・ガス供給施設、ガス充填施設の耐震性能（100%）の維持

関西電力
大阪ガス
府エルピーガス協会

1-1-6 中小規模の建物の耐震化を進める

市街地において大規模地震が発生すると、中低層建築物は、建物の固有周期（建物が一回揺れる時間）が短く、地震波の周期と一致する共振により、大きな被害の発生が想定される。

また、建物の規模が小さいほど技術レベル、耐震レベルの低い建物が多い傾向がある。このため、府・市町村は、所有者へ啓発を行い、建物所有者は耐震化を促進する。

【推進事業】

○中小規模の建物の耐震化を進める

- ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発
- ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知
※融資制度：設備資金等への融資
※優遇税制：耐震改修工事費について所得税及び法人税の特別償却

[担当部局等]

建物所有者、建設交通部、府民生活部、市町村

1-2 地震に強い都市構造をつくる

1-2-1 災害に強い自然環境整備を進める

地震による山地斜面の大規模な土砂崩壊等は、これまでも全国各地で度々発生し、大きな被害をもたらしている。

このため、府・市町村は、土砂災害の危険箇所の把握に努めるほか、急傾斜地崩壊防止施設の整備、山腹崩壊等の防止等の対策を進めるとともに、警報伝達体制の整備を進める。

また、府・市町村等は、老朽化等により改修が必要なため池の堰堤の補強を進める。

<戦略指針の目標>

○急傾斜地崩壊対策の推進

京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、人家等に被害を及ぼす可能性がある急傾斜地崩壊対策を推進する。

【推進事業】

○土砂災害危険箇所（8,847 箇所）の内、被害が大きいと想定される箇所（3,725 箇所）の対策工事を優先的に進める
582 箇所（H20）→ 40 箇所以上（H21～H26 年度）の対策完了→ 622 箇所

[担当部局等]

建設交通部

○土砂災害警戒区域等の指定を拡大する

- ・土砂災害危険箇所の区域指定の完了を目指す（H26 年度）

建設交通部

◆累計で約 3,000 箇所を指定予定（H21 年度）

○土砂災害等に係る情報を周知する

- ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知
- ・土砂災害防止法住民説明会の開催
- ・民間商業施設を活用した洪水・土砂災害対策啓発パネル展の開催等
- ・土砂災害・浸水ハザードマップの作成・周知
土砂災害 該当 25 市町村中 24 団体（H20 年度）→ 25 団体作成（H22 年度）
浸水 該当 26 市町村中 26 団体作成済（H20 年度）

建設交通部
建設交通部
建設交通部
市町村

<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ作成に対する「洪水ハザードマップ作成事業費補助」「地域防災力づくり事業」での支援 	建設交通部、府民生活部
<ul style="list-style-type: none"> ○ため池の防災対策を進める <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の改修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ◆要改修箇所 350 箇所中、253 箇所改修済 改修率 72% (H20 年度) ・防災情報管理システムによる警戒情報の伝達実施 ・ハザードマップの作成等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 53 箇所(貯水量 1 万 t 以上、下流に 10 軒以上の人家、防災上必要等のため池) について作成 (H21 年度～ H26 年度) 	農林水産部、市町村 農林水産部 農林水産部、市町村
<ul style="list-style-type: none"> ○山腹崩壊地・荒廃溪流の整備及び荒廃移行溪流・荒廃森林の整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ・復旧治山事業、予防治山事業により、山地災害危険地区 (1449 集落)のうち 780 集落整備済み (H20 年度) →復旧治山 10 地区、予防治山 15 地区を整備予定 (H21 年度) 	農林水産部
<ul style="list-style-type: none"> ○丹後縦貫林道の拡幅及び安全施設等の整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ・丹後縦貫林道リフレッシュ事業 第 2 期工事 (H20 年度末実績) <ul style="list-style-type: none"> 延長：10,956 m 舗装：10,043 m 進捗率：34.4 % 	農林水産部

1-2-2 インフラ（道路、河川等）の整備・耐震化を進める

地震により道路や鉄道等が被災し、交通機能が著しく低下した場合、経済活動や応急対策活動の支障、大量の帰宅困難者等の発生等多大な影響が想定される。

このため、施設管理者は、基幹路線の拡幅・耐震改良、道路橋・鉄道高架橋の耐震強化、鉄道の脱線対策等を推進し、道路、鉄道等の安全性を確保するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

また、府・市町村は、狭隘道路対策、沿道建築物の耐震化、不燃化を促進し、地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、河川堤防の強化や港湾施設等各種施設の耐震化を進め、特に、京都府南部地域に多い天井川の地震対策を進める。

<戦略指針の目標>

○緊急輸送道路の整備・耐震化の推進

- ・平成 22 年度までに、緊急輸送道路（京都府管理道路）の改良率 83 %を目指す。
- ・平成 22 年度までに、緊急輸送道路（京都府管理道路）の橋梁の耐震化率を第一次緊急輸送道路については 100%、第二次緊急輸送道路については約 80%を目指す。

【推進事業】	[担当部局等]
道 路	
○府管理の緊急輸送道路の改良整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ・京都府地震防災緊急事業五箇年計画の目標 改良整備 83%達成済 (H20 年度) 	建設交通部
○府管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震改修を進める <ul style="list-style-type: none"> 対策率 86% (H20 年度) → 100% (H25 年度) 	建設交通部
○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する (100%補強改修済)	近畿地方整備局
○府管理の第一次緊急輸送道路における法面防災対策を進める <ul style="list-style-type: none"> 対策率 78% (H20 年度) → 100 % (H22 年度) 	建設交通部
○孤立集落の発生を防止するための防災対策を進める	建設交通部
○京都縦貫自動車道を全線整備する <ul style="list-style-type: none"> 整備率 71% (H20 年度) → 100% (H26 年度) 	建設交通部
○市町村管理の道路の改良整備を進める	市町村

河川

- 耐震対策の必要な施設（国管理）の調査を実施する
- 低地地域の河川施設の耐震化を進める
- 市町村管理の河川施設の改良整備を進める

近畿地方整備局

建設交通部

市町村

港湾

- 港湾施設の整備を進める
 - ・多目的国際ターミナル
舞鶴港 舞鶴国際ふ頭の整備（-14.0 m、L = 280 m H21年度完了予定）
 - ・耐震強化岸壁の適正な維持管理に向けた維持管理計画書の策定
 - ・緑地等の空間を緊急避難場所等の防災拠点として利活用するための連絡歩道橋の整備
- ◆港湾施設の整備状況
 - ・耐震強化岸壁の整備状況
舞鶴港 西港喜多ふ頭（-7.5 m L=130 m H2年度完了）
東港前島ふ頭（-7.5 m L=130 m H8年度完了）
 - ・緑地 喜多緩衝緑地（22,745 m² H8年度完了）
前島みなと公園（34,000 m² H5年度完了）
- 被災地支援を考慮した港湾施設整備及び計画策定を進める
- 漁港施設の耐震化を進める

建設交通部

近畿地方整備局舞鶴港湾事務所

農林水産部

鉄道

- 鉄道施設の耐震化を進める
 - ・在来線地震計の増設（地震計設置箇所 4箇所（H21年度））
 - ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強（耐震補強整備箇所 3箇所（H25年度））
 - ・落橋防止対策（落橋防止設置箇所 4箇所（H21年度））
 - ・駅舎耐震補強（旧耐震設計駅舎 1駅（山科駅）（H23年度完了予定））
 - ・吊り手の整備（吊り手増設 34両（H20年度）→52両（H21年度））
- 鉄道駅の耐震化を進める
 - ・重要駅の耐震補強事業への支援
3駅実施（H20）→6駅実施（H22）
- ◆鉄道駅耐震補強事業の実施状況
 - H20年度 3駅：近鉄（京都駅、丹波橋駅）北近畿タンゴ鉄道（福知山駅）
 - H21年度 2駅：阪急（長岡天神駅）、京阪（丹波橋駅）
 - H22年度 1駅：京阪（深草駅）

J R 西日本京都支社

鉄道事業者
建設交通部

1-2-3 災害に強いライフライン施設の整備を進める

電気、ガス、上・下水道、通信等のライフラインは、府民の日常生活を支える基盤であり、災害時の救出・救助、医療救護及び消火活動等の応急対策活動を効果的に進める上でも重要である。

このため、各事業者は、これらの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえ、耐震化・二重化等を進めるとともに、平時からの適切な維持管理を行う。

<戦略指針の目標>

- ライフラインの復旧体制の充実
 - ・電力設備の耐震化:火力発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る
 - ・ガス設備の耐震化:ガス設備の耐震性の向上と都市ガス供給停止ブロックの細分化を進める

- ・水道施設の耐震化:基幹施設、基幹管路の耐震化を進める
- ・下水道施設の耐震化:下水道施設（下水処理場、ポンプ場、管きよ）の耐震化を図る

【推進事業】

上・下水道

- 府営水道施設の耐震化を進める
 - ・宇治浄水場、木津浄水場の基幹水道構造物（沈殿池・ろ過池）の耐震化対策の完了（H23年度）
 - ◆京都市及び一部受水市町村との緊急連絡管等整備済

- 流域下水道施設についての耐震化を進める
 - ・5つの流域下水道における終末処理場の処理施設及び幹線管渠の耐震化
 - ◆整備状況
 - 洛西浄化センター：汚泥脱水機棟(H19年度)、水処理施設第1系列(H20年度~)
 - 洛南浄化センター：水処理施設第1系列(H21年度~)

- 各市町村が管理する上下水道施設の耐震化等を進める
 - ・知事認可の水道事業者に対して耐震化計画の策定及び計画的な耐震化実施の指導
 - ◆市町村の下水道施設耐震化事業実施 11市町（H21年度）

工業用水道

- 長田野、綾部工業団地へ送水する工業用水道施設の耐震化対策を進める

廃棄物収集・処理施設

- 循環型社会形成推進交付金等を活用し、市町村等の廃棄物処理施設の耐震化を進める
 - ＜耐震改修が必要な府内の廃棄物処理施設＞
 - ごみ焼却場 2施設(18施設中)、し尿処理施設 5施設(12施設中)計 7施設(30施設中)

電力供給

- 電力施設の耐震性を維持する
 - ・供給設備の耐震性の確保（継続）
 - ・電力保安用通信ルートの2ルート化（継続）
 - ・高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価（H22年度）

都市ガス供給

- 都市ガス施設の耐震化等を進める（予防対策）
 - ・都市ガス設備の耐震化の実施
 - ・家庭用マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続）（緊急時対応策）
 - ・地震計の設置による情報収集機能の強化（完了済）
 - ・供給エリアのブロック化及びガバナー遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持（完了済）

LPガス供給

- LPガス供給施設の耐震化等を進める
 - ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進（100%設置→継続）

通信

- 通信施設の地震防災対策を進める
 - ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施

[担当部局等]

文化環境部

文化環境部

市町村
文化環境部

文化環境部

市町村等、文化環境部

関西電力

大阪ガス

府エルピーガス協会

NTT西日本

- (60km → 95km H26年度) ※京都市内の地中化を計上
- ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率50% → 100% 継続実施)
※施設の耐震化補強は特定建築物のみ
 - ・中継交換機の更改(従来より実施 → 継続)

- 通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める
 - ・通信施設及び基地局施設の耐震化(従来より実施 → 継続)

NTT ドコモ関西

1-2-4 災害に強いまちづくりを進める

火災の延焼を防止するため、府・市町村は、延焼防止帯や避難路となる街路、緑地等の整備や沿道建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、避難地や支援活動の拠点となるオープンスペースや防災公園の整備を進める。

また、よう壁や大規模盛土造成地の所有者等への耐震化促進、倒壊のおそれがあるブロック塀や自動販売機の転倒防止、落下のおそれがある屋外広告物の安全対策を推進する。

<戦略指針の目標>

- 密集市街地における耐震化、不燃化
地震時に発生する火災による市街地延焼を抑制するため、京都らしい景観の保全にも配慮しながら、「重点的に改善すべき密集市街地(府内3市63地区373ha)」の安全性の向上に向けた取組を進める。

【推進事業】

- 京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、災害に強いまちづくり事業を進める
 - ・避難地 36.6ha(H20年度) → 58.8ha(H22年度)
 - ・避難路 3.4km(H20年度) → 9.5km(H22年度)
 - ・電線共同溝 7.3km(H20年度) → 12.7km(H22年度)
 - ・老朽住宅密集地対策 6.7ha(H20年度) → 32ha(H22年度)
- 都市計画マスタープランに基づき、無秩序な市街化を防止するため土地利用計画を策定する
 - ・都市計画マスタープランを14の都市計画区域毎に策定(8都市計画区域で決定済(H21年度))
 - ・22市町で都市計画マスタープラン策定(17市町で策定済)
- 一般住宅地のよう壁の耐震診断や大規模盛土造成地の宅地耐震補強を進める
- ブロック塀や自動販売機の点検等の転倒防止の重要性を啓発する
- ブロック塀や自動販売機の転倒防止対策を進める
 - ・ブロック塀の生垣化に対する助成制度の実施
 - ・事業者における自動販売機の転倒防止対策の推進

[担当部局等]

建設交通部、市町村

建設交通部、市町村

建設交通部、市町村

市町村

建設交通部、府民生活部、市町村、事業者

市町村
事業者

：【先進】ブロック塀の生垣化に対する助成(京都市、宇治市、長岡京市)：

- 屋外広告物条例等により倒壊又は落下のおそれのある広告物の規制対策を進める

京都府、市町村

2 地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊やこれに伴う出火等により多くの方々が亡くなった。また、住宅倒壊は、人的な被害だけでなく、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となる。

こうしたことから、府民のくらしの基盤である住宅の耐震化に重点的に取り組み、「地震時の住まいの安全、地震後の住まいの安心を守る」取組を進める。

2-1 住宅の安全対策を進める

2-1-1 住まいの耐震診断を進める【重点取組項目】

昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いことから、府・市町村は、耐震診断の必要性や耐震診断の助成措置等についての周知を図り、耐震診断を促進する。

また、伝統的町家・民家に対する耐震診断手法は、まだ十分に確立されていないことから、大学等の研究機関等と連携し、今後有効な手法の開発に努める。

<戦略指針の目標>

○平成27年までに住宅の耐震化率90%を目指す

【推進事業】

- 府民の耐震化に関する意識の向上を図る
 - ・地震防災ハザードマップによる啓発
 - ・防災教育の実施（小・中・高校生を対象とした出前講座、講演会）
 - ・講演会、リーダー研修の実施等

- 木造住宅等の耐震診断を進める
 - ・京都府住宅耐震診断事業の周知・活用
 - ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報
 - ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施
22市町村(H20年度) → 26市町村(H22年度)
 - ・同制度の年間を通して活用できるよう市町村窓口での柔軟な運用

◆市町村の耐震診断助成事業の実施状況

【先進】道路沿道特定建築物耐震診断補助事業（京都市）

【先進】コミュニティ施設耐震診断費補助事業（綾部市）

戸建住宅：22市町村 マンション：5市町村

マンション除く共同住宅：4市町村 非住宅建築物：2市町村

- 木造住宅の耐震診断・改修に係る専門技術者の養成・登録を進める
 - ・耐震診断士のスキルアップを図る講習会の実施

◆登録者数1,318名（H21年9月時点）

※この他、京都市が独自に養成・登録

- 伝統的町家・民家の耐震診断を進める

【先進】「京町家の限界耐力計算による耐震設計及び耐震診断・耐震改修指針」を策定し耐震改修の助成事業の実施（京都市）

【先進】京町家耐震診断士派遣事業（京都市）

[担当部局等]

府民生活部、市町村

建設交通部、市町村

建設交通部

建設交通部、市町村

市町村

建設交通部、市町村

建設交通部、市町村

2-1-2 住まいの耐震化を進める【重点取組項目】

府・市町村は、耐震診断の結果、倒壊のおそれがあるとされた住宅改修及び建て替えを支援するため、住宅リフォームに関する相談窓口の設置、助成制度、税制優遇措置の周知

を図り、住宅の耐震化を進める。

特に、密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている市町村における住宅の耐震化を早急に進める。

<戦略指針の目標>

○平成 27 年までに住宅の耐震化率 90%を目指す【再掲】

※【目標】→京都府建築物耐震改修促進計画で定める目標の年次、数値を設定

【推進事業】

[担当部局等]

○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める

- ・住宅耐震改修助成制度の周知・活用
- ・耐震改修助成制度の府全域での実施
- ・年間を通して同制度の活用ができるよう市町村窓口での柔軟な運用
- ・業界団体と耐震改修助成制度等の周知や住宅の耐震化方策に係る意見交換の実施（京都府住宅耐震化促進連絡会議の開催）
- ・より使いやすい耐震改修の支援の検討【新規】

建設交通部、市町村
建設交通部、市町村
建設交通部、市町村
建設交通部

建設交通部、府民生活
部

◆住宅の耐震化率 74.2%（H15 年現在）

【先進】京町家等耐震改修助成事業（京都市）

【先進】分譲マンション耐震改修助成事業（京都市）

【先進】高齢者等の簡易耐震改修等助成事業（京都市）

○住宅関連事業者と連携した新たな住宅の耐震化促進策（中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修促進等）を検討・実施する【新規】

建設交通部

○全市町村で耐震改修促進計画を策定する

市町村、建設交通部

○住宅の改修、建て替え、リフォームに関する助成制度、税制優遇措置等の周知を進める

建設交通部、府民生活
部、市町村

○住宅関連事業者と連携し、改修事例集の作成、現地見学会等を実施する【新規】

建設交通部

○耐震改修のモデル（費用等）を提示する【新規】

府民生活部

○府営住宅の耐震化を進める

建設交通部

- ・府営住宅ストック総合活用計画(H18～27年度)に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る

◆H7 年度にタイプ別（建築年次、構造形式）に代表的な住棟で抽出診断を実施し、早急に改修を必要とする建物は無い

○市町村営住宅の耐震化を進める

- ・市町村において「公営住宅ストック総合活用計画」及び「建築物耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断及び耐震改修を実施

市町村

<住宅耐震化助成制度>

(耐震診断)

区分	助成内容
木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・府に登録された京都府木造住宅耐震診断士を市町村が派遣 ・無料で耐震診断を実施（交通費相当分の定額負担あり） ※京都市は独自の耐震診断事業
マンション	<ul style="list-style-type: none"> ・診断費用の一部を助成等 ・実施市町村：京都市、宇治市、長岡京市、八幡市、京丹後市
マンション除く 共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・診断費用の一部を助成等 ・実施市町村：京都市、宇治市、城陽市、京丹後市

(耐震改修)

区分	助成内容
木造住宅	・耐震改修（設計・工事） 1/2 補助（上限 60 万円） ※市町村によって助成の上乗せ事業を実施している場合あり ※京都市は、京町家等の耐震改修事業など上乗せ事業あり （上限90万円、景観重要建築物は130万円）
マンション	・改修費用の一部を助成 ・実施市町村：京都市
その他	・高齢者等の簡易耐震等助成（京都市） ・耐震改修 1/2 助成（上限 30 万円） ・高齢者、障害者、未就学児を含む世帯（S56 以前着工木造住宅） （簡易改修型（改修後評点 0.7 ～ 1.0 未満となる） 部分改修型（1 階部分の評点が 1.0 以上となる） 1 階シェルター補強型（1 階の寝室等をシェルター化））

(耐震改修促進税制)

区分	助成内容												
所得税	控除額 住宅の耐震改修に要した費用の額と改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の 10%相当額（20 万円を上限とする） 特例期間 平成 21 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日までに耐震改修工事を実施した場合												
固定資産税	控除額 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>耐震改修工事の完了時期</th> <th colspan="2">減額措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年～平成 21 年</td> <td>3 年間</td> <td>左記の期間、固定資産税額（1 戸当たり 120 ㎡相当分まで）を 2 分の 1 に 控除</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年～平成 24 年</td> <td>2 年間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 25 年～平成 27 年</td> <td>1 年間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 特例期間 平成 18 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までに耐震改修工事を実施した場合	耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容		平成 18 年～平成 21 年	3 年間	左記の期間、固定資産税額（1 戸当たり 120 ㎡相当分まで）を 2 分の 1 に 控除	平成 22 年～平成 24 年	2 年間		平成 25 年～平成 27 年	1 年間	
耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容												
平成 18 年～平成 21 年	3 年間	左記の期間、固定資産税額（1 戸当たり 120 ㎡相当分まで）を 2 分の 1 に 控除											
平成 22 年～平成 24 年	2 年間												
平成 25 年～平成 27 年	1 年間												

(融資)

区分	助成内容
住宅改良資金融資	・京都府住宅改良資金融資制度「21 世紀住宅リフォーム」 限度額 350 万円以内 融資利率(固定) 1.70% ・別途、京都市等の市町村及び住宅金融支援機構による耐震改修融資制度有

2-1-3 室内の安全対策を進める【重点取組項目】

阪神・淡路大震災では、建物倒壊は免れても、家具の転倒や落下、割れたガラス等により死傷するなど多くの人的被害が生じた。

また、家具の転倒はこうした被害だけではなく、避難や救助の妨げになる場合もある。

このため、府・市町村は、ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を図るほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

<指針の目標>

- 平成 26 年度までに家具の固定率 51%を目指す
(家具の固定率 24.3% (H19 年度内閣府全国調査))

【推進事業】

- 各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める
 - ・消防団、自主防災組織等と連携し、室内の安全対策事業（家具の固定化、ガラスの飛散防止）、住宅用火災警報器の設置事業等の一層の推進
住宅用火災警報器の設置普及率（設置義務対象 1,064 千世帯）
45.95%（H21 年度）→ 100%（H23.6.1）
 - ・家具転倒防止対策等へ助成の検討【新規】
 - ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討【新規】

[担当部局等]
府民生活部、市町村

【先進】家具等の転倒防止器具の設置等事業

- ※ 65歳以上のひとり暮らし者等を対象に実施
 - ・自主防災組織の取組支援（家具転倒防止板の提供）（京都市）
 - ・家具転倒防止器具設置事業（久御山町）
 - ・家具転倒防止事業（宇治田原町）

- 家具の固定化等、居住空間の安全確保に関する知識の普及を進める
 - ・関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトの作成【新規】

府民生活部、市町村

2-2 地震後の住まいの安心を守る

2-2-1 災害後の仮住まいを確保する

府・市町村は、多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や、民間の宿泊施設等を一時利用して提供するシステムの確立等、多様な仮住まいを確保する仕組みを構築する。

また、平時から応急仮設住宅の建設適地を選定するなど、早期の仮設住宅建設を可能とする体制を構築する。

【推進事業】

- 災害時における応急仮設住宅の建設に関する関係団体等との応援協定の締結を進めるとともに、その実効性を高める

◆府と(社)プレハブ建築協会と協定締結（H8年度）

- 公営住宅の空き戸数について常時把握する

- 仮設住宅の建設地を確保するための取組を進める【新規】

：【先進】防災協力農地登録制度（向日市）

- 民間施設等を一時利用できるシステムの検討を進める【新規】

[担当部局等]

建設交通部、府民生活部、市町村

建設交通部、市町村

府民生活部、市町村

府民生活部、建設交通部、市町村

2-2-2 住まいの再建を支援する

大規模地震により被災した住宅の再建は、被災者の自助努力や公的な支援だけでは限界があることから、府・市町村は、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進するほか、相互扶助によりこの隙間を埋める「互助」の仕組みとして、全国規模での「住宅再建共済制度」の創設について国に働きかける。

【推進事業】

- 全国規模での「住宅再建共済制度」を創設する
 - ・「住宅再建共済制度」創設を国に要望

- 地震保険の普及啓発を図る
 - ・普及啓発に関するパンフレットの配布、ポスターの掲示等

- 被災建物の解体・除却マニュアルを作成する【新規】

[担当部局等]

建設交通部

府民生活部、市町村
近畿財務局

府民生活部

3 地震に強い京都の人づくりを進める

阪神・淡路大震災では、倒壊家屋等から救助された8割の人が、家族や地域住民により助け出されたと言われている。

大地震への備えを充実させ、被害をできる限り減らすためには、「自助」「互助・共助」「公助」が相互に連携し合う社会を構築することが重要である。

このため、地域のつながりを高めるとともに、自主防災組織の育成・充実や消防団の充実・強化を図り、さらにNPO等の活動支援を強化する。

府・市町村は、OB職員の活用、府民への情報提供や研修、防災教育・訓練の充実を図るとともに、国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等それぞれが、防災意識の高い人材の育成・確保に努め、「地震に強い京都の人づくり」を進める。

なお、京都府に大きな影響を及ぼすおそれのある東南海・南海地震については、東海地震と連動して発生する可能性が指摘されることから、東海地震関連情報及び警戒宣言等発表時に備えた防災知識の普及・啓発を行う。

また、これらの取組に当たっては、女性の参画の促進に努める。

3-1 行政が支援する（公助）

3-1-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う

京都府全体の防災力を高めるためには、府民一人ひとりが平時から地震に対する備えを心がけるなど防災意識を高めることが重要である。

このため、府・市町村は、防災に関する各種の広報・啓発を積極的に行うとともに、自主防災組織の育成指導・助言等に努め、府民一人ひとりが、地域における災害の危険性を正しく理解できるようハザードマップを作成・配布するなど、リスク情報の提供を行う。

【推進事業】

○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する

- ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用。
- ・ホームページへの防災情報の掲載
- ・パンフレットなど啓発資料の作成等
- ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発

◆地震防災の広報の状況

- ・23断層毎の調査結果を府ホームページに掲載（H20年度）
- ・防災週間等を中心に、広報・啓発を実施

◆危機管理の語り部制度の充実・強化

- ・各地域等で年6回程度の研修会等の実施（登録者75名 H21.10現在）

○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する
15市町村（H20年度）→26市町村（H22年度）

○緊急地震速報について啓発する

[担当部局等]

府民生活部、知事室長
G、市町村
府民生活部、市町村
府民生活部、市町村
近畿農政局、府民生活部、市町村

市町村

京都地方気象台

3-1-2 府民に対する教育・訓練を実施する

府・市町村は、京都府全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する人材を育成し、正しい防災知識の普及を図る。

特に、将来の地域づくりを担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

また、実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

<戦略指針の目標>

- 防災教育の充実
指導者向けの講習会の開催や、防災教育用教材の開発・普及等により防災教育を充実する。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自主防災リーダーの育成を市町村と連携して進める <ul style="list-style-type: none"> ・職員出前語らい、危機管理アドバイザーなど講師の派遣 ・自主防災育成研修会（DIG研修含む）（年3回）の実施 ・防災講演会（年2回）の実施 ・起震車操作員講習会（南部、北部で毎年各1回以上）の実施 ○児童・生徒等を対象とした防災教育を市町村等と連携して実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の実施（年間10校） ・防災教育実施の手引の策定 ◆防災教育の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・2市町3小学校（南丹市立平屋小学校、知井小学校、京丹波町立下山小学校）で実施（平成21年度） ○防災教育の新たなコンテンツを作成する【新規】 ○防災訓練への府民参加を進める <ul style="list-style-type: none"> ・住民等との連携による府総合防災訓練の実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施 ◆地域住民等との連携状況 H21 府総合防災訓練では、地域住民等の主体的な参加による地域発災型訓練を実施 各市町村における防災訓練の実施 ○企業等の自衛消防隊の訓練等を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊の操法大会の開催 ○外国人を対象とした訓練を実施する ○災害用伝言ダイヤルについて啓発する 	<p>[担当部局等] 府民生活部、市町村</p> <p>府民生活部、文化環境部、教育庁、市町村 府民生活部</p> <p>府民生活部、市町村</p> <p>府民生活部 市町村</p> <p>府民生活部、市町村、 消防組合、企業</p> <p>知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部</p> <p>NTT 西日本、NTT ドコモ関西等</p>
---	---

3-2 家庭で取り組む（自助）

3-2-1 個人・家庭の防災意識を高める【重点取組項目】

大規模地震から、府民の生命、身体、財産を守るためには、府民一人ひとりの「自助」意識を高めることが重要である。

このため、平時から災害に関する情報や資料の入手に努めたり、災害が発生したときの行動をイメージするなど、府民一人ひとりが自覚して災害に備える。

<p>【家庭の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める <ul style="list-style-type: none"> ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る <p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震防災に関する府民意識調査の実施を検討する【新規】 	<p>[担当部局等] 府民、家庭</p> <p>府民生活部</p>
--	---------------------------------------

○関係機関等の情報をまとめて情報提供するポータルサイトを整備する【再掲】 府民生活部

3-2-2 減災に向けて個人（家庭）で行動する

大規模地震においては、道路や水道施設が損壊し、水や生活必需品が不足することが想定され、行政も救援活動を直ちに開始できない場合もある。

このため、各家庭においては、食料・飲料水の備蓄に努めるとともに、家族で避難所や連絡先、ライフラインが途絶えた場合の対応等の話し合いを持つなどの取組を進める。

【家庭の取組】

○家庭における防災対策を進める

- ・家庭での防災会議の実施（避難場所、避難経路、連絡方法など）
- ・家庭内備蓄（飲料・食料、薬、懐中電灯、自転車など）の推進
- ・緊急持出物品の準備
- ・消防団・自主防災活動や地域の防災訓練への参加
- ・地域の様々な催しへの参加

[担当部局等]
府民、家庭

【推進事業】

- 災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する【新規】
- ・災害発生後3日間を生き抜くための備蓄推進運動【新規】
 - ・家具の転倒防止推進運動【新規】

府民、家庭

3-3 地域で取り組む（互助・共助）

3-3-1 地域の「つながり」を高める

大規模地震においては、防災関係機関の能力を超える被害が発生し、救出・救助活動が遅れることも予想され、できるだけ多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要である。

このため、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努めるとともに、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動で大きな役割を果たす自主防災組織の育成や活動の活性化を図る。

<指針の目標>

- 自主防災組織活動を活性化する。また、自主防災組織率100%を目指す。
(自主防災組織率 87.7% 平成21年4月)

【地域の取組】

- 様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる
- 地域活動や行事と防災訓練を合同実施する
- 防災資機材の整備を進める

[担当部局等]
地域

地域

地域

【推進事業】

- 自主防災組織の活性化を支援する
- ・パンフレット等の作成・活用等
 - ・自主防災組織の広報・啓発の実施
 - ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催
 - ・防災訓練の実施
 - ・防災資機材の整備の支援
 - ・優良団体の表彰及び優良事例の府HPによる紹介【新規】
 - ・優良な取組事例集の作成【新規】
 - ・家具転倒防止対策の支援策の検討【新規・再掲】

[担当部局等]
府民生活部、市町村

府民生活部
府民生活部
府民生活部、市町村

- 自主防災組織活動マニュアルを全市町村で作成する
11市町村（H20年度）→26市町村（H22年度）

府民生活部、市町村

- 里力ism実践事業（里力アクションプラン）に基づく地域防災対策を強化する
・複数集落が連携した組織が、地域防災体制の確立のために有効な事業等を自ら考え、実践するための必要な経費等を支援する。【新規】

農林水産部

3-3-2 地域の防災意識を高める

地域の防災意識を高めるため、町内会、自治会、老人会、女性会、こども会、自主防災組織、消防団、消防署、災害ボランティア団体等様々な主体が連携・協働して、防災訓練等減災に向けた活動を行う。

また、災害を予防し、災害による被害を軽減するための効果的な活動ができるよう、地域住民による防災計画や防災マップの作成を進める。

【地域の取組】

- 地域で防災マップ・ハザードマップを作成する

[担当部局等]
地域、市町村

【推進事業】

- 地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する

府民生活部、市町村、
防災関係機関、企業、
NPO、地域、自主防災
組織

- ◆地域住民等との連携状況【再掲】
 - ・H21年度府総合防災訓練は地域住民等の主体的な参加に重点をおいた実施
 - ・各市町村において防災訓練の実施

- 防災マップ等の作成の研修会等を実施する【新規】

府民生活部

- 地域での防災教育を実施する
・少年消防クラブ活動の充実等（少年消防クラブ数 16クラブ（H21.4））

府民生活部、市町村

：【先進】南丹セーフティーキッズ認定事業（南丹広域振興局）：

- 府民の応急手当普及講習受講を進める
講習受講者数累計 32.3万人（H20年度）→37万人（H22年度）

府民生活部、市町村

3-3-3 減災に向けて地域で行動する

大規模地震においては、建築物等の倒壊だけでなく、火災が発生する場合もあり、初期消火の要となる消防団は、地域の防災体制の中核的存在である。

そのため、府・市町村は、基本団員の確保とともに、女性の登用や若者が加入しやすい環境づくりに努め、消防団の活性化を推進する。

また、地域の防災拠点を設置するなど、防災資機材の整備を進める。

<指針の目標>

- 消防団の活性化と団員数の確保（充足率 100%）

【推進事業】

- 消防団への加入を進める
 - ・消防団員数を 100% 充足
 - ◆団員数 18,460 人（充足率 92.3% 条例定数 19,990 人）（H21 年 4 月現在）
 - ・女性団員増

[担当部局等]
市町村、府民生活部

- 消防団が活発に活動する地域づくりを進める

市町村、府民生活部

- ・実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど機能強化【新規】
- ・府立消防学校による消防団員の教育訓練

○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する

府民生活部、市町村

○災害被害を軽減する府民運動を展開する【新規】

地域

- ・町内防災声かけ運動
- ・町内防災お助けマップ作成運動
- ・防災マップづくり推進運動
- ・避難所再発見運動

3-4 学校で取り組む

3-4-1 学校での防災教育を充実させる

府民一人ひとりの防災対応能力を向上させ、防災に貢献できる多様な人材を育成するためには、学校における防災教育を充実させる必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、各地域で実施する防災の取組に積極的に参加するなど学校・家庭・地域との連携体制を強化するとともに、授業、学級活動、学校行事等を通じて、発災時の緊急行動、地震の知識、応急処置等を教え、ボランティア精神を培う教育を推進する。

【推進事業】

○学校安全計画に基づき防災教育を実施する

- ・火災や地震を想定した避難訓練、各教科、特別活動等での教育の実施
消防車、起震車乗車体験、消防署の放水訓練等見学、小・中・高それぞれの段階に応じた学習

[担当部局等]

学校、教育庁、市町村

○各発達段階に応じた防災教育を地域や専門家等と連携し実施する【新規】

- ・防災マップづくり、防災ワークショップ等の実施
- ・地震防災安全学習資料及び指導資料の各学校への配布
- ・教材ビデオライブラリーの設置による DVD 等防災教材の各学校への貸出

学校、教育庁、市町村、
京都大学防災研

○防災教育実施に向けた指導者向けの研修等を拡充・実施する

教育庁、府民生活部

○私立学校について安心・安全な学校づくりを支援する

- ・特色教育推進補助事業

文化環境部

◆防災教育の実施状況（H20年度 府教育委員会）

- ・地震にかかわる防災訓練の実施（全体 84.7 %）
幼稚園 100 %、小学校 99.2 %、中学校 82.0 %、高校 19.7 %、
特別支援学校 78.6 %
- ・地震にかかわる防災学習（防災訓練除く）の実施（全体 75.2 %）
幼稚園 65.3 %、小学校 94.3 %、中学校 71.0 %、高校 14.8 %、
特別支援学校 64.3 %
- ・地震にかかわる防災訓練及び学習の地域の専門家による指導
幼稚園 14.3 %、小学校 17.8 %、中学校 18.6 %、高校 50.0 %、
特別支援学校 66.7 %

3-4-2 学校の危機管理体制を強化する

緊急時の情報連絡体制、発災時刻別の教職員の対応方策、保護者への引渡方法や学校での一時保護等、児童・生徒等の安全確保対策を事前に検討しておく必要がある。

このため、各学校及び教育委員会は、危機管理マニュアルの作成等学校の危機管理体制を強化するとともに、研修会等を通じ教職員の防災に関する知識や応急処置技能の習得等

教職員の危機対処能力の向上を図る。

<p>【推進事業】</p> <p>○教職員の危機対処能力の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初任者・新規採用者研修において、各種防火・防災体験施設を利用し、緊急時の初期対応や安全誘導を学ぶ <p>○学校の危機管理体制を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・地域社会、関係機関等と連携した学校防災計画及び対応マニュアル等の整備 ・ 学校安全計画の策定（継続） 	<p>[担当部局等]</p> <p>学校、教育庁、市町村、文化環境部</p> <p>学校、教育庁、市町村、文化環境部</p>
--	---

3-5 組織で取り組む（共助）

3-5-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める

災害時には、個人や地域、行政だけでなく、企業、専門的な技能・知識を有する NPO やボランティア団体等が行う被災者等の救出・救助、救援・救護等や復旧・復興等の活動に大きな期待が寄せられている。

このため、企業、NPO、ボランティア団体は、平時から組織内の人材育成や訓練、組織間の連携体制の確立に努める。

また、行政はこうした組織との連携を強化するとともに、訓練・教育や活動機会の場を提供するなどの支援を行う。

<p>【推進事業】</p> <p>○府災害ボランティアセンターの機能を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業・団体に災害ボランティアセンターへの登録を呼びかけるリーフレット等の作成、配付等の取組 ・ 広域的なネットワークの構築（近畿府県における災害時の連携強化） ・ 無線通信の整備 <p>○市町村の災害ボランティアセンターの体制を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内市町村で常設の災害ボランティアセンターの設立の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在、4市町で設置（京都市、福知山市、宇治市、精華町） ・ 京都市災害ボランティアセンターの各区ごとに設置できる仕組づくりの検討 <p>○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める</p> <p>⋯【先進】京都学生消防サポーター（京都市）⋯</p> <p>○企業・大学の共助活動を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業内備蓄の推進 ・ 災害発生時の従業員の帰宅困難者対策の検討・実施 ・ 地域の防災訓練への積極的な参加 ・ 地域の防災組織との連携強化 ・ 従業員の消防団活動への理解の促進 ・ 従業員・学生の災害ボランティア活動への理解の促進 	<p>[担当部局等]</p> <p>健康福祉部、府災害ボランティアセンター</p> <p>健康福祉部、府災害ボランティアセンター、市町村</p> <p>京都市災害ボランティアセンター</p> <p>府民生活部</p> <p>企業、大学、地域、府民生活部、市町村</p>
--	--

4 行政の危機対応能力の向上を図る

府・市町村は、災害時においても府民の生命、身体、財産を守る責務を有する。

このため、災害時に的確な情報処理を行い、迅速で効果的な災害対応ができる体制を構築するとともに、警察・消防・自衛隊・海上保安本部等の関係機関との連携強化を図る。

また、被災しても早期復興できるよう、事前の準備を進める。

4-1 災害時に的確な情報処理を実施する

4-1-1 災害時の情報処理の体系を確立する

防災活動は様々な情報を基に判断・実施されるものであり、迅速かつ的確な情報処理は防災対策の根幹となる。

府・市町村は、災害時に集中する膨大な情報を的確に処理し、防災関係機関と情報共有し、迅速・的確な応急対策を実施するため、障害に強い防災情報ネットワークシステムを整備するとともに、情報処理マニュアル等を作成する。

また、発災直後から被害の状況、生活支援対策の状況、家族の安否等様々な情報を府民と共有できる体制を構築する。

【推進事業】

○訓練等の結果を検証し、防災情報システム実施マニュアルを充実・強化する

◆通信・防災訓練の実施状況

携帯メール等による情報伝達訓練(適宜)、水害対応訓練(6月)、総合防災訓練(9月)、地震防災訓練(1月)

[担当部局等]

府民生活部、市町村

○防災関連システムの機能を強化する

・防災・防犯メール登録者数の拡大

62,764人(H20年度)→10万人(H24年度)

・ホームページを活用した各種防災情報の提供

府民生活部、市町村

府民生活部、建設交通部

○危機管理ポータルサイトを整備する(H22年度)【新規】

府民生活部

○災害情報の迅速・的確に把握できるシステムを整備する【新規】

・ケータイ GIS(GPS機能付き携帯電話を活用したGIS)を活用し現場から災害情報を収集することにより、災害情報の迅速・的確な把握や情報共有の推進【新規】

政策企画部、府民生活部、建設交通部

○防災情報の“見える化”を図る

・統合型GISの活用により、視覚的に分かりやすい防災情報(防災施設、土砂災害警戒区域、給水場所等)の提供を推進【新規】

府民生活部、政策企画部、京都大学防災研

○危機対策総合情報処理プラットフォーム(「攻めの防災」情報処理システムモデル)の構築検討【新規】

府民生活部、京都大学防災研

4-1-2 災害時の通信手段を確保する

大規模地震の発生直後は、通信回線が輻輳したり、不通となることが想定される。

このため、府・市町村は、防災関係機関相互の情報共有と府民への迅速な情報伝達を図るため、防災行政無線等の整備、情報システムの業務継続性の確保を促進する。

また、京都府は、被災状況を早期に的確に把握するため、次世代震度情報ネットワークを構築する。

【推進事業】

○府防災行政無線の利用機関を拡充する【新規】

69箇所(H20年度)→75箇所(H21年度)

(流域下水道施設5箇所、府立洛南病院1箇所)

[担当部局等]

府民生活部

○市町村の防災行政無線のデジタル化整備を進める【新規】 同報系整備団体（12市町村） 2市（H20年度）→4市（H23年度） 地域系整備団体（9市町村） 0→6市（H23年度）	府民生活部、市町村
○コミュニティ FM との応援協定を締結する 4社（H20年度）→7社に拡大（H21年度）	府民生活部、知事室長 G
○統合型 GIS を活用した災害情報の提供体制を構築する	府民生活部、政策企画部
○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する	政策企画部
○次世代震度情報ネットワークを構築する（H22年度）【新規】 ・府内53箇所の震度計の更新及び回線のデジタル化等	府民生活部、京都地方 気象台
○次期情報基盤を整備する【新規】 ・防災拠点・重要拠点のネットワークを全国に先駆けて完全二重化するなどの対策の実施	政策企画部、市町村
○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う（情報ハイウェイ相互接続事業）	政策企画部
◆平成20年度に和歌山県が新たに共同研究に参画し、福井県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県の6府県での防災情報の共有等を実施。	
○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する	府民生活部
○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：マイクロ無線、警察：警察無線、消防：消防無線（H27年度までにデジタル化整備）、JR西日本：鉄道無線	総務省、近畿地方整備局、自衛隊、警察本部、府内消防本部、JR西日本
○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置（災害用伝言ダイヤル171の開設等） ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討	NTT 西日本、NTT ドコモ関西 NTT ドコモ関西
○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備（1箇所） ・緊急時の連絡体制の強化（さらなる通信設備の整備）	京都中央郵便局 府トラック協会

4-1-3 府民への情報伝達体制を確立する

発災直後はもちろんのこと、被災後の府民生活を支援する上でも、府・市町村は継続的に府民に必要な情報を提供することが重要である。

このため、府・市町村は、視覚・聴覚障害者等情報伝達において特別な配慮を必要とする者も含め、府民に必要な情報を迅速に提供するため、関係機関と連携して様々な伝達手段を用いた情報伝達体制の整備を進める。

【推進事業】

- 災害時広報業務マニュアルの改善を図る
 - ・訓練等による運用・検証

[担当部局等]

知事室長 G、府民生活部

!!【先進】府民への緊急情報伝達研究会を設置・運営する（年6回）!!

府民生活部

※マスコミ、研究機関、防災関係機関で構成

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○全国瞬時警報システムを府総合庁舎、全市町村で整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する（H22年度完了）【新規】 <ul style="list-style-type: none"> 3施設（H20年度）→38施設（H22年度） ・府立施設の放送設備との連動の検討【新規】 ・府民への伝達体制整備の検討【新規】 ◆全国瞬時警報システム、緊急地震速報等の整備状況 <ul style="list-style-type: none"> ・全国瞬時警報システムによる住民へ情報伝達開始 ・京都府本庁内に緊急地震速報の庁内放送開始（H20年度） ○警報伝達体制を整備する <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の客観的避難基準を全市町村での作成の完了
23市町村（H21年度）→26市町村（H22年度） ・土砂災害危険箇所の府ホームページでの周知 ・市町村においてハザードマップの利活用の推進 ・放送事業者との協定等の実効性確保 <ul style="list-style-type: none"> ◆府とNHK、KBS、FMきょうと、コミュニティFM等の締結 ○エリアメールの導入の検討を進める【新規】 | <p>府民生活部、市町村</p> <p>市町村、府民生活部、建設交通部</p> <p>建設交通部
市町村
府民生活部</p> <p>府民生活部</p> |
|---|---|

4-2 災害対応の体制・連携を強化する

4-2-1 計画を整備・充実する

府・市町村は、組織の危機対応能力の向上を図るため、防災の総合的な計画である地域防災計画を社会環境等の変化に応じ見直すとともに、大規模地震により自らも被災することを想定した業務継続計画を策定する。

なお、計画の整備・充実に当たっては、ヒト・モノ・カネのロジスティックス（補給）及びバックアップ（代替）の確保に十分留意する。

<指針の目標>

- 平成21年度までに推進地域に指定された全市町村における東南海・南海地震防災対策推進計画の策定を完了する。

【推進事業】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○府地域防災計画を見直し・改善する（毎年度） ○計画、マニュアル、資料が一体となった現地域防災計画を再構成する【新規】 ○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する【新規】 ○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ○東南海・南海地震防災対策推進計画を策定する
4市町村（H20）→16市町村（H21） ○市町村地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する【新規】 ○業務継続計画の策定など事業継続体制を確保する【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対応した本部・各部局マニュアルの作成（H22年度）【新規】 ・市町村等における業務継続計画策定の支援【新規】 | <p>[担当部局等]
府民生活部</p> <p>府民生活部</p> <p>府民生活部</p> <p>市町村</p> <p>市町村</p> <p>市町村</p> <p>府民生活部、全部局、市町村</p> |
|---|--|

【先進】京都府業務継続基本指針、各部局で新型インフルエンザに係る業務継続計画策定を策定(H21年度)

◆緊急時における NTT 京都支店施設の使用協定締結（再掲）

- 各市町村において、地震防災対策アクションプランの策定を進める【新規】
- ・アクションプラン策定への財政的・技術的支援【新規】

市町村
府民生活部

4-2-2 初動体制を充実させる

大規模地震が発生した場合、対策本部会議等を開催し、関係機関等からの情報収集等を行い、被災地域の状況を把握し、迅速に災害対応を行う必要がある。

このため、府・市町村は、24 時間即応体制や緊急参集体制等初動体制を充実・強化するとともに、特に耐震性のない庁舎については耐震化を促進するほか、代替拠点を定めることも検討する。

また、災害対応に係る活動や職員個々の役割を明確にしたマニュアルを作成する。

【推進事業】

[担当部局等]

- 緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する
 - ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充
 - ・各防災機関等における緊急参集体制の整備

府民生活部
市町村、防災関係機関

- 災害対策活動の初動体制を整備する

府民生活部、市町村、
防災関係機関

- 府災害対策本部運用マニュアルを作成する【新規】

府民生活部

- 安否確認マニュアルを作成する【新規】

府民生活部

<各機関における対応マニュアル整備>

- 京都府水道震災対策行動マニュアルを改善する(H21年9月改訂)

文化環境部

- 近畿財務局総合防災マニュアルを策定する(H19.11.20策定済み)

近畿財務局京都財務事務所

- 防災マニュアルを整備する(災害発生時における行動マニュアル策定)

中部近畿産業保安監督部近畿支部

- 「非常災害対策要領」を整備する

京都放送

- 緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する【新規】

府トラック協会

- 電力安定供給への体制を充実させる
 - ・災害時初動対応体制の再整備(H23年度)
 - ・緊急地震速報システムの導入

関西電力

- 郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する

京都中央郵便局

- 消火・救出・救助計画の充実・強化を図る(計画の策定)

北近畿タンゴ鉄道

4-2-3 災害対応能力を向上させる

迅速かつ的確な災害対応を行うためには、職員の危機管理意識の向上と専門的な防災知識を有する人材の育成が必要である。

このため、防災関係機関は、研修・教育等を積極的に実施し、職員の災害対応能力の向

上に努めるとともに、実戦的な防災訓練を継続的に実施する。
また、外部の専門家の知見を活用して、危機に対処できる体制を整備する。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める <ul style="list-style-type: none"> ・京都府総合防災訓練（年1回）、地震対策図上訓練（年1回）の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施、安否確認方法の確立 ○停電等を想定した機能喪失訓練を実施する【新規】 ○具体の地震災害シナリオを作成する（H22）【新規】 ○東南海・南海地震を想定した訓練（実働・図上）を実施する【新規】 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施 ・関西広域の連携訓練の実施 ○災害対策本部立ち上げ訓練等（訓練内容改善）を行う ○列車脱線復旧訓練を実施する（1～2回/年） ○地震訓練等を実施（年1回）する <ul style="list-style-type: none"> ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認 ○地震想定訓練を実施（年2回）する <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震を想定した地域単位での訓練（復旧訓練、炊き出し訓練等）の実施 ○電力関係防災訓練を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施（年1回以上） ○実践的な防災訓練を実施する（JRとの合同訓練も実施） ○防災職員等に対する研修等を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施 	<p>[担当部局等]</p> <p>府民生活部、市町村、防災関係機関</p> <p>府民生活部</p> <p>府民生活部</p> <p>府民生活部、市町村、防災関係機関</p> <p>中部近畿産業保安監督部近畿支部 JR 西日本京都支社</p> <p>大阪ガス</p> <p>府エルピーガス協会</p> <p>関西電力</p> <p>北近畿タンゴ鉄道</p> <p>府民生活部、市町村</p>
---	--

4-2-4 NPO・ボランティア（率先市民）と連携する

避難所の円滑な運営や早期の復旧・復興等において、NPO やボランティアの活動は大きな力となっており、不可欠な存在である。

このため、こうした支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府・市町村、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等は、相互に連携し、災害ボランティアのネットワークを構築するとともに、災害ボランティアセンターの機能向上を図る。

また、災害時に各地から集まる NPO やボランティアの的確な受入れ、適材適所への配置や、被災者からのニーズに的確に対応するためのコーディネーターを養成する。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各市町村で常設の市町村災害ボランティアセンターの設置を進める（再掲） <ul style="list-style-type: none"> ◆現在、4市町で設置（京都市、福知山市、宇治市、精華町） <p style="text-align: center;">：【先進】福知山市災害ボランティアネットワーク連絡会（福知山市）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアの受援体制を強化する <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修の充実、府や市町村が行う防災訓練への参加促進 ・広域災害ボランティア設置運用の手引きの改訂 ・災害ボランティアセンター設置・運用研修、講演会等の開催 	<p>[担当部局等]</p> <p>健康福祉部、市町村</p> <p>健康福祉部、市町村、府災害ボランティアセンター 府災害ボランティアセ</p>
--	---

(現在、設置運用研修年2回、マネジメント研修年1回)

ンター

○国有林防災ボランティア制度を整備する

近畿中国森林管理局

○災害看護ボランティア登録者数の増加を図る(現況217名登録)

府看護協会

4-2-5 防災関係機関との連携・応援体制を強化する

平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるほか、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール京都府の連携・応援体制を構築する。

また、府・市町村は、自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定、国や他地方公共団体との平時からの連携強化、広域災害を想定した遠隔都道府県との連携強化、京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備促進を図るとともに、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」等に基づき、広域的な応援体制を強化する。

なお、海外からの救援部隊等による支援助入れ体制の整備については、適切に検討する。

【推進事業】

[担当部局等]

○関係機関と合同災害対応訓練を実施する

府民生活部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO

- ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲)
- ・東南海・南海地震訓練の実施【新規】(再掲)

○関係機関との連携会議を開催する(各年1回)

府民生活部、市町村、防災関係機関

- ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議

○民間企業、団体等との災害時の応援協定の締結を進める
96機関(H21年9月現在)→120機関(H26年度)

府民生活部、市町村

○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進める【新規】
・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等

府民生活部、建設交通部、防災関係機関

○京阪神都市圏・近畿圏広域防災拠点の整備を進める
・基幹的広域防災拠点3箇所(国整備)
・広域防災拠点12箇所(地方公共団体の施設を活用)

府民生活部、建設交通部、防災関係機関

◆京都府内：丹波自然運動公園、山城総合運動公園、木津川右岸運動公園を候補地として検討

○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地域防災拠点施設を整備する
3施設(H20年度)→4施設(H22年度)

市町村

○国や他地方公共団体(遠隔都道府県含む)との連携強化を進める

府民生活部、防災関係機関

◆応援協定、計画等の状況

- ・全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(全国知事会)
- ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく計画等(中央防災会議)

○「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する協定」等に基づき、広域的な応援体制を強化する

府民生活部、防災関係機関

- ・2府7県の合同防災訓練
- ・連携会議の開催

◆取組強化の状況

- ・民間航空事業者と「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」の締結(H21年2月)

<各機関における連携・応援体制の強化>

○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する

近畿地方整備局

○連携・応援体制を強化する

- ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加
- ・NTTグループの連携・応援体制の強化
- ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立
- ・NTTグループとしての総合防災演習の実施

NTT 西日本、NTT ドコモ関西

4-3 復興のための体制を準備する

4-3-1 復興について事前に検討する

府・市町村は、被災後1週間程度の早い時期を目途に、知事又は市町村長を本部長とする震災復興本部を設置し、復興基本方針及び復興計画を策定し、復興事業を迅速かつ計画的に実施できるよう、あらかじめ震災復興マニュアルや計画を検討・作成する。

【推進事業】

○震災復興マニュアルや計画を検討する【新規】

[担当部局等]

府民生活部、市町村
防災関係機関等

4-3-2 復旧・復興のために多様な資金を準備する

復旧・復興事業は、多種多様であると同時に、集中的に実施しなければならないため、短期間に多額の事業費が必要となる。

このため、府・市町村は、復興に向けた基金の検討を行うほか、災害復興資金確保のルートづくり等災害時に備えた資金確保対策を講じる。

【推進事業】

○復興・復旧に対する多様な資金の準備計画を検討する【新規】

[担当部局等]

府民生活部、市町村
防災関係機関等

5 災害後の府民生活を守る

防災で最も重要なことは、かけがえのない府民の生命を守ることである。

国、京都府、市町村、防災関係機関、府民、地域、NPO、企業、大学等の各主体は、救出・救助体制や災害時医療体制の強化、避難体制の充実等府民の生命を守るための対策を推進する。

また、被災した府民の生活を守るため、被災者の生活物資の確保等の効果的な応急対策を実施するとともに、円滑で温かみのある避難所運営、基幹的社会基盤の復旧、生活再建の支援等を行う。

5-1 府民の生命を守るための対策を実施する

5-1-1 消防・救出・救助機関の能力を高める

大規模地震では、建築物の倒壊、崖崩れ等の発生、さらに地震に伴って発生した火災の延焼、津波の襲来等被害が広範囲にわたるおそれがあり、消火と救出活動の効率的な役割分担のもと、一人でも多くの府民の生命を守る必要がある。

このため、警察、消防、自衛隊、海上保安本部は、災害が同時多発した場合を想定した消火・救出・救助計画を策定し、訓練等を通じて技術の向上に努めるほか、部隊の円滑な出動確保のための交通規制等に必要な各種物資・資機材の整備・備蓄に努める。

<戦略指針の目標>

○常備消防力の充実・強化

「消防力の整備指針」等に基づき、常備消防力を充実・強化する。

○消防水利の整備

京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、耐震性貯水槽 186 基を整備する。

○災害対応体制の確立

警察、消防、自衛隊、海上保安本部の救出・救助体制の充実・強化を図るため、訓練を実施するとともに救出・救助のための計画や資機材を整備する。

【推進事業】

○救出・救助資機材、車両等の整備を進める

[担当部局等]

消防、警察、自衛隊、海保、日赤、国土交通省、府民生活部、市町村

○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る

同上

・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施（総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等）

○消防の災害対応能力の向上を図る

市町村、消防組合、府民生活部

・消防車両等の整備

・消防救急無線のデジタル化及び消防指令センター共同化による出動の迅速化

・小規模消防本部の広域化など消防本部体制の充実

・府立消防学校の機能の充実

府民生活部

◆「消防力の整備指針」整備率

職員数 79.7% 署所数 97.0% 消防ポンプ自動車数 94.7% 等 (H21 年 4 月現在)

○京都府地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震時も利用可能な消防水利の整備を進める

市町村、府民生活部、消防組合

耐震性貯水槽 101 基 (H20 年度) → 186 基 (H22 年度) を整備

5-1-2 災害時の医療体制を整備する

大規模地震では、「搬送機関の搬送能力」や「医療機関の受入れ能力」をはるかに超える多数の傷病者の発生が想定される。

このため、府・市町村並びに医療機関は、災害拠点病院の機能の充実や京都府緊急災害医療チーム(DMAT)従事者の養成・確保を図るとともに、応急救護のための救護所の早期設置体制、医薬品・医療用品の確保体制及び重傷者の広域搬送体制を整備する。

また、医薬品備蓄の管理・更新を進めるとともに、広域医療災害救急医療情報システムの活用等により医療機関と搬送機関相互の情報共有、連携体制の強化を図る。

さらに、心の健康相談窓口を設置するなど、被災者のメンタルケアの充実を図る。

<戦略指針の目標>

- 緊急災害医療チーム(DMAT)従事者の養成・確保等災害時の医療体制の確立に向けた取組を進める。(DMAT従事者養成研修終了者 平成19年度 65人 → 平成24年度 130人)

【推進事業】

- 災害拠点病院(7病院)の機能の充実を進める
 - ・災害拠点病院等研修会、訓練を毎年実施
災害拠点病院、救命救急センター従事者対象のトリアージ等実地研修
H17:150名、H18:80名、H19:50名、H20:45名 計325名
 - ・災害医療センターの設備整備・運営に対する助成
 - ・災害拠点病院以外での公的医療機関の整備
- 災害医療センター等連絡協議会(仮称)を設立し、災害時における病院間連携や府におけるDMAT研修等の実施による災害時医療体制の充実(H21年度中設置予定)【新規】
- 京都府緊急災害医療チーム(DMAT)の養成を進める
DMAT養成研修終了者数 70人(H21年度) → 130人(H24年度)
- 医薬品・医療用品の確保体制を継続・強化する
 - ・応援協定の実効性の確保
 - ◆府と府薬剤師会、府薬種商協会、府医薬品卸協会、府医療機器協会(H13年度)、日本医療ガス協会府支部(H16年度)等の締結
- 災害時の医療・救護体制を整備する
 - ・救護所への応援体制の整備
 - ・医療機関の被害状況の把握体制の確保
(医師会間の被害状況報告連絡網の整備)
- 災害時の医療体制整備に係るマニュアルの策定【新規】
- 医療機関と搬送機関の情報共有、連携体制を強化する
 - ・広域医療災害救急医療情報システムの運用等
※医療機関(3次及び2次、初期救急(休日夜間急患センター等)、消防機関など約140施設に設置
 - ・国、府による災害発生時の医療機関によるシステム情報伝達訓練等の実施
 - ・ドクターカーの管理・運営に要する経費の助成
- ドクターヘリを導入する【新規】
兵庫、鳥取、京都の3府県による共同運航
※運航に関する詳細は今後、3府県及び府内関係機関(消防・医療機関等)により調整
- 災害時応援協定の締結等関係機関等との搬送協力体制を強化する
 - ・応援協定の実効性の確保
 - ◆府と(財)全国福祉輸送サービス協会京都支部、(社)京都府バス協会、Fレンタリース(株)と協定締結(H20年度)

[担当部局等]

健康福祉部、日赤等医療機関

健康福祉部、日赤等医療機関

健康福祉部

府医師会、府民生活部、健康福祉部
府医師会

同上

医療機関、健康福祉部、市町村、消防組合

健康福祉部

健康福祉部

府民生活部

○身体障害者や知的障害者の更生相談及び支援を実施する	健康福祉部
○発達障害者、高次脳機能障害に関する支援・相談を実施する ・発達障害者支援事業 ・高次脳機能障害者支援事業	健康福祉部 健康福祉部、市町村
○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う ・各障害者保健福祉圏域（府内6圏域）にゼネラルマネージャーの配置（H17年度配置済）	健康福祉部

5-1-3 広域避難体制を充実させる

府・市町村は、大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進めるとともに、広域避難場所等の周知を図る。

また、地域の実情に応じた避難計画を策定する。

【推進事業】	[担当部局等]
○広域避難場所として都市公園等の公共空地や避難路の整備を進める ・土地区画整理事業、まちづくり交付金事業、都市公園防災事業等の活用 ・避難場所等の標識の設置（まるごとまちごと防災マップの活用）	府民生活部、建設交通部、市町村
○防災機能をもった都市公園を整備する	建設交通部、市町村
○広域避難場所等の周知を図る ・ホームページ、地デジによる情報提供 ・防災マップの配布等	府民生活部、市町村
○災害時応援協定の締結等関係機関等との広域避難体制を強化する ・応援協定の実効性の確保 ◆府と（社）京都府バス協会、（財）全国福祉輸送サービス協会京都支部と協定締結（H20年度）	府民生活部

5-1-4 災害時要配慮者を支援する【重点取組項目】

高齢者・障害者等の災害時要配慮者は、自力での避難が困難であったり、避難所での生活に特別の配慮が必要である。

このため、府・市町村は、災害時における情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活での介助者の確保等、災害時要配慮者支援の取組を進める。

また、自主防災組織をはじめとする地域の助け合いによる災害時要配慮者支援の取組を促進する。

<戦略指針の目標>

○災害時要配慮者対策の推進

平成21年度までに災害時に要配慮者が安全に避難するための支援体制の確立を目指し、全市町村において災害時要配慮者避難支援計画等を整備する。

【推進事業】	[担当部局等]
○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ◆全市町村で名簿作成済	市町村、府民生活部、健康福祉部
【先進】 統合型GISを活用し、災害時要配慮者情報を関係機関と共有するた	

めのマップシステムを開発（精華町）

○要配慮者の避難体制を確保する

- ・避難支援全体計画策定
15 市町村（H21 年度）→ 26 市町村（H22 年度）
- ・個別避難計画策定に着手
10 市町村（H21 年度）→ 26 市町村（H23 年度）

市町村、健康福祉部、
府民生活部等

○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する

- ・生活相談事業（5ヶ国語による生活相談の実施）
- ・日本語指導事業（日本語教室の開催）

知事室長 G、(財)京都
府国際センター

○要配慮者対策を進める

- ・手話通訳者の養成(H20 年度末 332 人登録)
- ・盲ろう者の通訳介助員の養成(H20 年度末 172 人登録)
- ・要約筆記奉仕員の養成(H20 年度末 879 人登録)
- ・福祉施設活用の先進的取組事例等の紹介
- ・連絡調整会議の開催

- ・生活・災害情報を他言語で配信、防災ガイドの作成

健康福祉部
健康福祉部
健康福祉部
健康福祉部
市町村、健康福祉部、
府民生活部
(財)京都府国際センター

○災害時における要配慮者に対するマニュアルを策定する【新規】

市町村、健康福祉部
府民生活部

○災害時要配慮者への情報提供システムの検討を進める【新規】

市町村、健康福祉部、
府民生活部

○災害時におけるケアマネージャーの活用方策の検討を進める【新規】

健康福祉部

○災害時における福祉施設・介護保険事業所の役割分担の検討を進める【新規】

健康福祉部

○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う

健康福祉部

◆事業者への啓発の実施状況

集団指導：計 7 会場で実施、実施指導計 352 箇所実施（平成 20 年度）

5-1-5 孤立地域に対する支援を行う

大規模地震が発生した場合には、道路の寸断等によって孤立する地区が多数発生する可能性がある。

このため、府・市町村は、孤立する可能性がある地域を事前に把握し、臨時ヘリポート適地の把握、孤立時の医療救護計画、集落単位の避難所収容計画策定等救出・救助、救援・救護体制を整備するとともに、衛星携帯電話等こうした地域の特性に即した通信手段の整備や確保を図る。

【推進事業】

○孤立可能性地域を把握し、データベース化する【新規】

- ◆府内の孤立可能性集落数 459 集落（H21.3）

[担当部局等]
府民生活部、市町村

○孤立可能性地域の災害対応体制の整備を進める

- ・通信手段の確保 330 集落（H21.3）
- ・集落単位の避難所収容計画の策定
- ・孤立時の医療救護計画の策定
- ・臨時ヘリポート適地有り 55 集落（H21.3）

府民生活部、建設交通
部、市町村、警察本部、
自衛隊、海上保安本部、
国土交通省等

5-1-6 帰宅困難者を支援する

大規模地震では、鉄道やバス等の公共交通機関が運行を休止し、通勤・通学者、観光客等、多くの帰宅困難者が発生することが想定される。

このため、府・市町村及び協力事業者は、帰宅のために必要な各種防災情報の提供、水やトイレの提供等、帰宅困難者の帰宅を支援する帰宅支援ステーションの整備等、帰宅困難者対策を進める。

【推進事業】	[担当部局等]
○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する	府民生活部、市町村
◆災害時帰宅困難者支援協定締結の状況（H21年度） 府石油商協会（ガソリンスタンド430店舗）と協定締結 関西広域機構を通じて、コンビニエンスストア等の事業者（19事業者 932店舗）と締結	
○関西広域機構と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者を拡大する	府民生活部
○帰宅困難者への情報提供体制を構築する	府民生活部、市町村
○企業等に対して従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発する	府民生活部、市町村

5-1-7 二次災害を予防する

府・市町村は、余震等による建築物倒壊等の二次災害の防止を図るため、被災建築物の継続使用の可否を判断する被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施する体制を確立する。あわせて大気・公共用水域等の監視を強化するとともに、生活環境への影響及び拡大を防止する体制を確立する。

また、災害危険情報（ガス供給施設等被害状況、河川堤防崩壊、環境モニタリングデータ等）の提供が的確にできる体制を整備する。

【推進事業】	[担当部局等]
○被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する	建設交通部、市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・地震被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催 ・行政及び関係業界で構成する協議会組織による訓練・研修会の開催 ・連携体制の構築（京都府、各市町村及び建築関係2団体） ・応急危険度判定に用いる資機材を地域ブロックごとに分散備蓄 	
◆地震被災建築物応急危険度判定士講習会修了者数 1,511名（H21年5月現在）	
◆地震被災宅地応急危険度判定士の登録数 392名（H21年5月現在）	
○大気汚染・水質汚濁常時監視の強化及び大気汚染・水質汚濁緊急時対策を実施できる体制を確立する	文化環境部、市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境モニタリングシステムの耐震化の推進 	文化環境部
○特別管理廃棄物の適正処理を進める	文化環境部、市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト、PCBなどの処理計画の作成 	
○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する	府民生活部
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ 	国、建設交通部、市町村 文化環境部

5-1-8 亡くなられた方への対策を行う

府・市町村及び警察は、地震被害による被災者、特に遺族の精神的な安定を図る上からも、迅速かつ的確な遺体検案、身元の確認、遺族等への遺体の引渡、埋火葬等に係る広域的な連携を強化する。

【推進事業】

- 迅速かつ的確に亡くなられた方への対応ができる体制を確保する
 - ・災害発生時の検視要員の確保
 - ・遺体の検案体制の整備
 - ・火葬場データベースの整備
 - ・埋火葬等の広域連携体制の確保
 - ・遺体安置所の確保
- 関係団体との応援体制を確保する
 - ◆府と(社)全国霊柩自動車協会(H19年度)、京都中央葬祭業協同組合(H20年度)と応援協定締結

[担当部局等]

警察本部
市町村
健康福祉部
市町村
市町村

健康福祉部

5-2 効果的な応急対策を実施する

5-2-1 被災者の生活物資を確保する

被災地においては通常の日常生活が困難となることから、被災者に必要な衣食住に関する物資を迅速に確保することが重要である。

このため、府・市町村は、流通備蓄や公的備蓄を組み合わせるなど、平時から災害用備蓄物資の経済的・効率的な備蓄に努めるとともに、緊急支援物資等を迅速に確保できる体制を整備する。

【推進事業】

- 公的備蓄に流通備蓄を組み合わせ、経済的・効率的な備蓄を進める
 - ・府・市町村による公的備蓄の推進
 - ・事業者等との応急物資供給等に関する協定の締結の推進と実効性の確保
 - ・生活必需品の保有業者、物資名及び在庫数量の調査の実施
 - ・家庭内、企業内の備蓄の推奨についての啓発等の実施
- 関西広域の備蓄体制についての検討を進める【新規】
 - ◆食料品等の備蓄等の状況
 - ・府・市町村において、乾パンや米など約60万食の公的備蓄
 - ・事業者、団体と62種類の協定の締結
 - ・広報紙、ホームページ、防災講習会等で家庭内備蓄の啓発の実施
- 京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、備蓄倉庫を整備する
- 府の備蓄倉庫を整備する
 - ◆設置状況 備蓄倉庫5箇所設置

[担当部局等]

府民生活部、健康福祉部、農林水産部、市町村、近畿農政局、近畿経済産業局

同上

健康福祉部、府民生活部、市町村

健康福祉部、府民生活部

5-2-2 健康・衛生管理体制を確立する

被災地では生活環境や衛生環境の悪化等が懸念されるため、府・市町村は、府民の健康管理や避難所等の衛生管理のために、保健師等による被災住民や避難者の健康管理、消毒剤等の確保を進めるとともに、衛生環境維持対策への支援体制の強化を図る。

また、家畜・放浪動物・危険動物の保護・収容体制を確立する。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する <ul style="list-style-type: none"> ・住民、避難者の健康管理体制の確保及び支援体制の強化 ・消毒剤等の確保及び支援体制の強化 ・衛生環境維持対策の確保及び支援体制の強化 ○家畜・放浪動物・危険動物の保護・収容体制等を確立する <ul style="list-style-type: none"> ・応援協定の実効性の確保 ◆京都府と府獣医師会（H19年度）、京都市獣医師会（H19年度）と応援協定締結 ○災害時動物救護マニュアルを作成する【新規】 ○災害廃棄物処理計画を策定する ○避難所における災害時食品衛生管理体制のマニュアル化を図る ○被災者のメンタルケアの充実を図る ○災害時のメンタルケアに対応したマニュアルの策定を検討する【新規】 	<p>[担当部局等]</p> <p>府民生活部、健康福祉部、市町村</p> <p>健康福祉部、農林水産部、市町村</p> <p>同上</p> <p>文化環境部、市町村</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p> <p>健康福祉部</p>
--	--

5-2-3 被災地の治安を守る

被災地における治安の維持を図るため、警察による警備体制を充実・強化する。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する ○各種相談活動を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する犯罪被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や（社）京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施 	<p>[担当部局等]</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部 府民生活部</p>
---	--

5-2-4 被災地における交通安全を確保する

被災地においては、救出・救助等の応急活動を行う緊急車両のほか、患者の被災地外への搬送、支援物資の輸送等により交通量が増大することが想定される。

このため、道路管理者及び警察は、早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制を構築するとともに、交通安全施設の整備を進める。

<p>【推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送交通管制施設の整備を進める <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等整備（交通監視カメラ及び交通規制表示板の整備） 整備率 73%（H20年度）→ 100%（H22年度） ○災害時における緊急輸送道路の交通を確保する <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の確認 ・適切な交通規制の実施 ・交通情報の収集及び迅速な提供 ・道路啓開体制の確保 ○放置車両の撤去に伴う民間団体との連携体制を強化する <ul style="list-style-type: none"> ・応援協定の実効性の確保 ◆日本自動車連盟府支部（H16年度）と覚書締結 	<p>[担当部局等]</p> <p>警察本部</p> <p>警察本部、建設交通部 警察本部、建設交通部 建設交通部、警察本部 建設交通部</p> <p>警察本部</p>
---	--

5-3 円滑な避難所運営を行う

5-3-1 安全な避難所を確保する

市町村は、住まいを失った被災者等が、安全で安心な温かみのある避難生活を送れるよう、避難所の耐震化を進めるとともに、生活物資等の備蓄を行い、安全な避難所を確保する。

【推進事業】

○避難所の耐震化を進める（再掲）

◆府内の市町村等の避難所数 2,213 箇所

○避難所に指定されていない公的施設の指定拡充やホテル等民間施設の活用について検討を進める【新規】

[担当部局等]

総務部、施設所管部局
教育庁、府民生活部、
市町村

市町村、府民生活部

5-3-2 災害時に自立できる避難所を確保する

市町村は、ライフラインが復旧するまでの間、被災者が避難所で生活を維持できるよう、生活用水等の確保を進め、自立できる避難所を確保する。

【推進事業】

○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。

- ・タンク車 1台（H22年度）
- ・電源車を整備 1台（H20）→4台（H22年度）

○自立できる避難所として太陽光発電などの検討を進める【新規】

[担当部局等]

府民生活部、市町村

府民生活部、市町村

5-3-3 安心・安全な避難所運営体制を確保する

市町村は、被災者が安心・安全な避難所生活を送れるよう、女性・高齢者・子ども等にも配慮した避難所運営マニュアルを作成する。

また、高齢者・障害者等の災害時要配慮者を対象とする福祉避難所（一般避難所内の福祉避難室を含む）の整備やペットの対応についても検討を進める。

【推進事業】

○避難所運営体制の整備を進める

- ・各市町村において、地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備

○避難所運営マニュアルを作成する【新規】

【先進】避難所運営マニュアルの作成（京都市成逸自主防災会）

【先進】避難所開設マニュアルの作成（亀岡市）

○避難所における要配慮支援を進める

- ・各市町村において、地域防災計画に基づく、避難所運営体制の整備
- ・介護施設等との災害時の避難所開設に関する応援協定の締結

【先進】福祉避難所の指定、社会福祉施設等との応援協定締結

福知山市、宮津市、綾部市、長岡京市、京丹後市、大山崎町、井手町、
笠置町、精華町、京丹波町、伊根町、与謝野町（12市町村）

○要配慮者支援のためのマニュアルを作成する【新規】

[担当部局等]

市町村、健康福祉部、
府民生活部
市町村
同上

市町村、健康福祉部
市町村

市町村、健康福祉部

5-4 基幹的社会基盤の復旧・代替機能の提供を行う

5-4-1 基幹的社会基盤の応急復旧を行う

復興を計画的・効率的に、しかも地域の安心・安全を確保しつつ行うには、インフラ（道路、河川等）、鉄道、学校、医療施設、福祉施設、ライフライン等を優先的に復旧させる必要がある。

また、府・市町村は、災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を構築するとともに、あらかじめ災害廃棄物の仮置き場となる場所の選定、アスベスト飛散防止対策、フロン回収・処理体制の整備等、災害廃棄物処理に関する計画を策定する。

さらに、鉄道及びライフライン事業者、道路管理者は、必要となる人材確保や資機材の配備等、復旧体制を強化し、事業継続計画の策定に努める。

【推進事業】

- 災害時応援協定の締結等企業との災害復旧に係る協力体制を強化する
 - ・応援協定の締結と実効性の確保（府エルピーガス協会）【新規】
 - ◆府と警備業協会（H10年度）、（社）府建設業協会（H17年度）、（社）府測量設計業協会（H18年度）、府採石協同組合（H19年度）、（社）京都電業協会（H20年度）と協定締結
- 災害廃棄物処理に関する計画等復旧体制の強化を進める
 - ・応援協定の実効性の確保
 - ◆府と（社）府産業廃棄物協会と協定締結（H17年度）
- 京都府水道震災対策行動マニュアル（H21年9月改訂）の改善（再掲）
 - ◆行動マニュアルの概要
 - ・予防対策（水道施設の震災対策の推進、各地域主要給水拠点の把握、資機材等の備蓄状況の把握、訓練、平常時の広報等）
 - ・震災時の指揮・連絡体制
 - ・応援の要請
 - ・応急給水及び応急復旧の調整（目標、要配慮者等への配慮、飲料水に係る衛生確保、震災時の広報等）
 - ・応援協定の実効性の確保
 - ◆日本水道協会の支部長間で協定を締結（H9年度）、（社）管工事協同組合と協定締結（H21年度）
- 「市町村等水道震災対策行動マニュアル策定指針」（H21年9月改訂）を改善する
- ライフライン施設の復旧体制を整備する
 - ・業界の相互救援体制を構築・拡充する
- 災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する
- ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する
 - ・事業継続計画の策定（関西電力、大阪ガス、府エルピーガス協会、NTT西日本）

[担当部局等]

府民生活部、市町村、ライフライン事業者等、警察本部

文化環境部、市町村

文化環境部

文化環境部

ライフライン事業者

近畿地方整備局、建設交通部

ライフライン事業者

5-4-2 基幹的社会基盤の代替機能を確保する

府・市町村及びライフライン事業者は、電気、ガス、上・下水道等の府民生活を支える基幹的社会基盤が寸断しても、府民生活が最低限維持できるよう、応急給水（井戸水を利用など）の確保、利用可能なトイレの確保、臨時し尿収集・処理体制の確保、代替交通機関の確保等代替機能を確保する。

【推進事業】

[担当部局等]

○応急給水（井戸水を利用など）の確保体制を整備する ・給水車の整備	文化環境部、市町村
【先進】 京都市災害時協力井戸制度（京都市） 宇治市災害時給水協力井戸（宇治市）	
○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保 ◆府と府環境整備事業組合との応援協定締結（H15年度）	市町村、文化環境部
○京都府地震防災事業緊急五箇年計画に基づき、仮設トイレを備蓄する	京都市
○社会基盤の代替機能の確保体制を整備する ・代替交通機関の確保体制の整備 ・電源車の整備等	府民生活部、建設交通部、市町村、ライフライン事業者等

5-5 生活を再建する

5-5-1 家庭生活を再建する

府・市町村は、地震災害により被害を受けた府民が、その痛手から速やかに再起できるよう、被害認定（家屋被害状況調査、り災証明書発行等）、生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の被災者の支援制度の整備を進める。

【推進事業】	[担当部局等]
○被災者の支援体制の整備を進める ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度（労働者資金貸付金）の実施	市町村等、府民生活部、健康福祉部 商工労働観光部
○家屋被害状況調査、り災証明書発行等の被災者支援のための各種マニュアルを策定する【新規】	市町村等、府民生活部、健康福祉部
○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する（再掲）	府民生活部

5-5-2 地域生活を再建する

府・市町村は、地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、平時から地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動の環境整備、企業による地域貢献等の「共助」の推進を支援する。

また、被災した場合には、これら地域コミュニティを維持・活用し、復興のための組織を立ち上げるなど、復興まちづくりを支援する。

【推進事業】	[担当部局等]
○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化等を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・災害ボランティア活動の環境整備 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援 ・地域安全情報の提供 ・自主防犯活動に対する助言等	府民生活部、市町村

5-5-3 職業生活を再建する

府・市町村並びに企業は、職業生活を再建するため、地震災害による離職者等の把握に努め、被災者の雇用の維持や雇用相談窓口を設置するなど雇用対策等の整備を図る。

【推進事業】

○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める

- ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施

◆雇用対策の推進状況

- ・府、市町村、関係機関において雇用対策を推進
- ・「新京都府雇用創出・就業支援計画」に続く新たな計画を策定（H21 年度中）

[担当部局等]

商工労働観光部、京都労働局

6 京都らしさを保った復興を実現する

京都らしさを保った復興を実現するため、平時から、観光客や文化財の保護対策を進めるとともに、観光産業の再興等京都のイメージを守り、伝統産業、京都の伝統・文化の保持等京都文化を守ることに留意した震災復興基本方針及び震災復興計画を策定する。

6-1 京都のイメージを守る

6-1-1 観光客を保護する

国際観光都市である京都市をはじめ京都府には、外国人をはじめとする多くの観光客が訪れる。

また、災害時には、避難所開設等様々な情報が自治会等から伝達されるが、観光客はこうしたルートから外れており、地理にも不案内である。

このため、府・市町村及び観光事業者等は、観光客に対する避難場所の確保、情報提供等、帰宅困難者支援体制を整備し、観光客の安全を確保する。

<戦略指針の目標>

- 観光客等の保護対策の推進
観光客を保護するための支援マニュアルの整備等、平成25年度までに観光客の保護対策を推進する。

【推進事業】

- 災害時における観光客保護対策を進める
 - ・京都府・京都市のワーキングにより観光客保護対策の検討・実施
- 観光客の避難誘導體制や一時収容体制を構築する【新規】
- 災害時観光客の帰宅困難者支援対応マニュアルを策定する【新規】
- 観光客（外国人含む）への情報提供体制を構築する
 - ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供
 - ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供
 - ・放送事業者等との連携強化（FMココロとの協定等）
- エリアメール導入の検討を進める【新規・再掲】

[担当部局等]

府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村、警察本部、防災関係機関等

同上

同上

知事室長 G、(財)京都府国際センター、府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村

府民生活部

6-1-2 観光産業を再興する

観光は、京都における基幹産業の一つであり、快適なまちづくりや地域経済の活性化にとって重要なものである。

このため、府・市町村は、観光関連産業の早期復興を目指し、各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、風評被害対策を事前に検討し対策案を作成する。

【推進事業】

- 観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める【新規】
 - ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施
 - ・ホームページ等による情報発信能力の向上
 - ・観光関連産業との連携強化

[担当部局等]

商工労働観光部
京都市、市町村

6-2 「京都文化」を守る

6-2-1 伝統・文化を守る

京都府には世界文化遺産をはじめとする多くの文化財（有形・無形）があり、これらは貴重な国民的財産であるので、永く将来に伝えていかなければならないが、耐震対策が進んでいないところも多く、また、文化財周辺の市街化の進展による延焼被災の可能性も高まってきている。

このため、文化財等の所有者は、建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策、消火設備の設置を進め、府・市町村は、文化財（有形・無形）のデータベース化を推進する。

また、復興に当たって、府・市町村及び文化財等の所有者は、町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、並びに史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京都の伝統・文化を守り、継承することに留意する。

<戦略指針の目標>

○文化財保護対策の推進

建造物の耐震化、各種消火設備の整備を所有者と連携して推進するとともに、自主防災組織と消防機関が連携するなど地域ぐるみで文化財を守る対策を推進する。

【推進事業】

- 重要文化財建造物とその周辺地域の総合的な防災対策を進める
 - ・京都府・京都市のワーキングによる防災対策の検討
 - ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備
 - ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築
(地域住民等も含めた防災訓練の実施、文化財市民レスキュー体制の構築など)

【先進】清水寺周辺の取組（京都市）

【先進】文化財市民レスキュー体制の構築（京都市）

【先進】文化財まもり隊の設置（宇治市）

- 文化財防災対策マニュアルを策定し（連絡体制整備を含む）、所有者等へ周知する【新規】

- 文化財データベースを整備し、府、市町村等の情報の共有化を図る【新規】

- 文化財防火運動を実施する
年2回（夏・冬）それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定
 - ・消防訓練、防火行事の重点的实施
 - ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進
 - ・文化財防火ステッカー、文化財愛護ポスターの作成・配付

- 文化財の耐震化、防火対策等を進める
 - ・国および府の指定・登録文化財保存修理等への補助
(歴史的建造物等保存伝承事業)
 - ・巡視による指定・登録文化財の適切な保護管理の指導助言
(指定文化財等巡視事業)

- <全国の重要文化財（建造物）の耐震対策の実施状況調査結果 H20.3 現在>
 - ・全 4,210 棟のうち、耐震診断実施済みは 390 棟（※ 104 棟）で全体の 9.3 %
 - ・耐震性確認棟数 77 棟（※ 17 棟）
 - ・耐震補強工事実施棟数 176 棟（※ 57 棟）
 - ※（ ）内は近畿 6 府県分

- こころのふるさと京都の文化財保護事業を推進する
「文化財を守り伝える京都府基金」への寄付金や「緑と文化の基金」等を活

[担当部局等]

教育庁、府民生活部、京都市、市町村、消防組合

教育庁、府民生活部、市町村

教育庁、市町村

教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者

教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者

文化環境部

用し、文化財の保護、修理、防災対策を総合的に推進

【先進】「文化財を守り伝える京都府基金」設置

※全国で初めてふるさと納税制度を活用した文化財保護のためだけの寄附制度

- 和装・伝統産業の基盤づくりを進め、文化財資料・伝統工芸品の修理・修復に必要な伝統的技術の継承を図る
 - ・人材育成、技術伝承、新たなものづくりの推進、普及啓発など
 - ・「匠の公共事業」や「京の伝統産業」未来を担う人づくり推進事業」等により、伝統的技術の継承対策の実施

商工労働観光部

6-2-2 知的集約を復元・復興する

京都府内には多くの大学・研究機関や、伝統産業からハイテク産業に至るまで、多彩な企業が共存しており、京都の活力の源となっている。

このため、復興に当たって、府・市町村は、これら大学・企業等の相互援助体制の確立等の方法を工夫して京都からの流出を防ぎ、新たな産業創造を検討するなど、知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する。

【推進事業】

- 知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する【新規】

[担当部局等]

政策企画部、文化環境部、商工労働観光部

7 京都経済・活力を維持する

大規模地震による甚大な被害を軽減し、速やかに復興するためには、京都経済・活力を維持することが重要である。

このため、事業継続計画等を策定するなど企業や大学、地域の事業継続体制を確立するとともに、防災における協力体制を構築する。

また、地域コミュニティの活力を維持するため、被災地域の活性化対策等支援策の充実に努める。

7-1 企業の事業継続を確立する

7-1-1 企業の事業継続を確立する

大規模地震により企業活動が中断・停止すると、被災地域の経済被害がさらに拡大し地域経済が一層停滞する。

また、被災していない企業活動にも大きな影響を与え、他地域経済にまで被害を生じさせる可能性もある。

このため、企業、府・市町村は連携し、事業所等の施設の耐震化や設備・家具の固定、事業の再建に必要な資金の円滑な融通をはじめとする各種再建策に対し支援する仕組みや体制づくりを進めるとともに、災害時に可能な限り短時間で業務を再開できるよう防災計画や事業継続計画を策定し、事業継続体制を確立する。

また、企業は、就業時間中に発災した場合には、多くの帰宅困難者が発生するため、従業員や顧客等が滞在可能な環境整備や家族等の安否確認体制の構築等帰宅困難者への支援体制の強化を進める。

<指針の目標>

○事業継続計画の取組の推進

平成 26 年度までに過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。

(平成 20 年度内閣府全国調査における中堅企業の策定率 12.4%)

【推進事業】

○企業における防災体制を強化する

- ・企業の防災計画の策定
- ・企業への防災訓練等への参加要請
- ・帰宅困難となった従業員への対策の検討

○企業における事業継続体制を確保する【新規】

- ・企業における事業継続計画の策定
- ・関西圏で連携し、事業継続計画の普及
- ・BCP の講演会等の開催

◆中堅企業の策定率 12.4% (全国調査)

○京都府 BCP 普及研究会 (仮称) を設置し、府内企業へ事業継続計画を普及する【新規】

【先進】会員事業所のための新型インフルエンザ対策ガイドラインの策定
(京都商工会議所 H21 年策定)

○中小企業への支援策を実施する

- ・災害復旧のための資金を必要とする中小企業者・組合への融資制度を維持
(制度融資メニューのひとつとして整備)

[担当部局等]

企業、商工会議所等経済団体、府民生活部、商工労働観光部、市町村

企業、商工会議所等経済団体、府民生活部、商工労働観光部、市町村

同上

商工労働観光部

7-2 大学の業務継続を確立する

7-2-1 大学の業務継続を確立する

大規模地震により大学施設や学生・教員等が被災すると、教育・研究の機能が低下するとともに、多くの学生が京都府外へ一時的に流出し、地域力が一層低下することが懸念される。

このため、大学、府・市町村は連携して、大学施設の耐震化、防災計画や業務継続計画の策定（相互協力による対応を含む。）、教職員・学生の安全確保等、業務継続体制の確立に努める。

また、学生等のマンパワーは早期復興に大いに期待されることから、学生ボランティアとの連携の強化等府・市町村、地域、大学の協力体制を確立する。

<戦略指針の目標>

○事業継続計画の取組の推進

平成 26 年度までに過半数の中堅企業、大学等における事業継続計画の策定を目指す。

（平成 20 年度内閣府全国調査における中堅企業の策定率 12.4 %）

【推進事業】

○大学における事業継続体制を確保する【新規】

- ・大学における危機管理計画の策定【新規】
- ・大学における事業継続計画の策定【新規】
- ・BCP の講演会等の開催
- ・関西圏で連携し、事業継続計画を普及
- ・地域の防災訓練への積極的な参加の要請

【先進】災害発生時の行動マニュアルや災害用伝言ダイヤルの利用方法などを記載した「防災カード」を作成し学生に配付（立命館大学）

○京都府 BCP 普及研究会（仮称）を設置し、府内大学へ事業継続計画を普及する【新規・再掲】

【先進】危機管理計画の策定（京都大学）

【先進】京都学生消防サポーター（京都市）（再掲）

[担当部局等]

大学、府民生活部、市町村

府民生活部

7-3 地域の活動・機能の継続を確立する

7-3-1 地域の活力を維持する

大規模地震により被災すると、日常的な活動の停止や財産の喪失等により、地域活力の低下は免れない。

このため、府・市町村は、ボランティア、NPO 等地域を構成する様々な主体と連携・協働を図りながら、地域の産業や生活コミュニティの維持・継続・再建に向け、支援する体制の整備に努める。

【推進事業】

○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める

- ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進

[担当部局等]

府民生活部、市町村

第四 各主体の役割

個人・家庭

		個人・家庭で取り組む対策		行政等が実施する関連施策等			
基本的環境の整備	知る	○自分の住む地域の災害リスクを知る ○防災に必要な情報・知識を収集・習得する ○防災意識（自助の重要性）を向上する	3-2-1 3-2-1 3-2-1	○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ○地震ハザードマップを作成し、啓発する	3-1-1 3-1-1	・職員出前語らいの実施 ・起震車の運用による啓発	3-1-2 3-1-2
	行動する	○防災訓練に参加する ○自主防災活動に参加する ○救命講習の受講等応急手当手法を習得する ○消防団に加入する ○災害ボランティア活動に登録・参加する	3-2-2 3-2-2 3-2-2 3-3-3 4-2-4	○防災訓練への府民参画を促進する ○自主防災リーダーの育成を進める研修会を実施する ○府民の応急手当普通救命講習を実施する ○消防団が活発に活動する地域づくりを進める ○災害ボランティアセンターの機能を強化する ○市町村災害ボランティアセンターの体制を整備する	3-1-2 3-1-2 3-3-2 3-3-3 3-5-1 3-5-1	○災害ボランティアの受援体制の強化を進める (各種研修の充実、防災訓練への参加促進等)	4-2-4
	備える	○災害被害を軽減する府民運動（家庭で取り組む減災運動）を展開する ・家庭内備蓄の推進 ○緊急持出物品を準備する ○家族で安否確認方法を決めておく	3-2-2 3-2-2 3-2-2 3-2-2	・家庭内備蓄の推奨について重点的に広報 ○災害用伝言ダイヤルを啓発する	3-1-1 3-1-2		
損害を最小化するための事前の取組	耐震	○住宅の耐震診断を実施する ○耐震性が十分でない住宅の耐震改修を実施する	2-1-1 2-1-2	○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知・活用 ・簡易耐震診断のホームページ等による広報	2-1-1 2-1-1 2-1-1	○耐震性能の低い木造住宅等の耐震改修を進める ・耐震改修助成制度の府全域での実施 等 ○住宅関連事業者と連携した新たな住宅の耐震化促進策（中古住宅流通過程のリフォームの際の耐震改修促進等）を検討・実施する ○府民の耐震化に関する意識の向上を図り、住宅の耐震化を進める ・耐震改修のモデル（費用等）の提示	2-1-2 2-1-2 2-1-2 2-1-2 2-1-2
	室内	○災害被害を軽減する府民運動を展開する（家庭で取り組む減災運動） ・家具類の固定・転倒防止対策を行う ○ライフライン機能低下の場合の代替案を検討する	3-2-2 2-1-3 3-2-2	○各市町村等と連携して家具の固定化等の室内安全対策を進める ・家具転倒防止対策等へ助成の検討 ・耐震シェルター、耐震ベッド等に対する助成の検討	2-1-3 2-1-3 2-1-3	○ライフライン施設の復旧体制を整備する	5-4-1
	要配慮等	○災害時要配慮者として登録する ○緊急地震速報に対する認識を高める	3-2-2 3-2-1	○災害時要配慮者の避難体制を確保する ○災害時要配慮者対策を進める ○緊急地震速報について啓発する	5-1-4 5-1-4 3-1-1	○災害時要配慮者名簿・マップを活用し、平時から関係機関の情報共有を進める ○緊急情報の伝達体制を整備する	5-1-4 4-1-3
地震発生後の被害を最小化するための取組	○二次災害を防止する（危険箇所・建造物への立入自粛など） ○自主防災活動に参加する ○正確な情報の収集に努める ○災害ボランティアとして活動する	3-2-2 3-2-2 3-2-2 3-2-2	○被災建築物応急危険判定や被災宅地危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する ・地震被災建築物応急危険度判定士養成研修会の開催等 ○自主防災リーダーの育成を進める研修会を実施する ○警報伝達体制を整備する ○災害ボランティアの受援体制の強化を進める (各種研修の充実、防災訓練への参加促進等)	5-1-7 5-1-7 3-1-2 4-1-3 4-2-4	○災害時広報業務マニュアルの改善を図る	4-1-3	
被害に対する補償システム	○火災保険、地震保険に加入する	3-2-2	○地震保険の普及啓発を図る ○全国規模での「住宅再建共済制度」の創設を国に要望する	2-2-2 2-2-2	○被災者の支援体制の整備を進める ・被害認定の各種マニュアル策定 ・各種生活相談等の実施体制の整備	5-5-1 5-5-1 5-5-1	

企業・事業所

		企業・事業所で取り組む対策		行政等が実施する関連施策等			
基本的環境の整備	防災体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する情報等の収集 ・防災計画、災害対応マニュアルの策定 ・情報連絡（安否確認等）体制の確立 ・企業内備蓄（食料、飲料水、毛布など）の推進 ・自衛消防隊の整備 ・従業員等への教育・訓練の実施 	3-5-1 3-5-1 7-1-1 3-5-1 3-5-1 3-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、ホームページ等による情報提供 ・職員出前語らいの実施 ○公的・流通備蓄を推進する ○企業等の自衛消防隊の訓練を推進する ・企業等を対象とした研修会の開催 	3-1-1 3-1-1 3-1-2 5-2-1 3-1-2 3-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・防火指導等を通じた防災体制強化の助言・指導 ・企業への防災計画の情報提供 	3-1-2 3-1-2
	共通活動	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の共助活動を推進する ・地域の防災組織等との連携強化 ・地域の防災訓練への積極的な参加 ・従業員の消防団活動への理解の促進 ・従業員の災害ボランティア活動への理解の促進 ・災害時における行政との協力体制の構築 	3-5-1 3-5-1 3-5-1 3-5-1 3-5-1 4-2-5	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、企業等との連携の仕組みの検討 ○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練を実施する ・消防団協力事業所表示導入企業に対する優遇措置 ・災害ボランティアセンター加盟促進のパンフレット等の作成・配付 ○災害時の応援協定等の締結を進める 	3-5-1 3-3-2 3-3-1 3-5-1 4-2-5	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が実施する防災訓練等への支援 ・表彰制度の創設 	3-5-1 3-3-1
	事業継続	<ul style="list-style-type: none"> ○企業における事業継続体制を確保する ・事業継続計画の策定 ・取引事業者への事業継続計画策定の要請 ・従業員に対する教育・訓練の実施 	7-1-1 7-1-1 7-1-1 3-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画のガイドラインの策定・提示 〔中小企業BCPガイドライン（中小企業庁） 事業継続ガイドライン（内閣府） 事業継続計画策定ガイドライン（経済産業省）〕 	7-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所等経済団体等との連携による研究組織や情報共有の場の設置 ・BCPの講演会の開催 	7-1-1 7-1-1
損害を最小化するための事前の取組	耐震化安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物、施設等の耐震化を推進する ○民間の大規模集客施設の耐震化を進める ・什器、設備等の固定、落下防止対策の推進 ・代替拠点（生産拠点、代替オフィス等）の整備 ・システムのバックアップ体制の整備 ・スプリンクラー等消火設備の整備 ・緊急地震速報受信システムの導入の推進 	2-1-2 1-1-4 7-1-1 7-1-1 7-1-1 7-1-1 7-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・経済団体等を通じた耐震化の重要性の啓発 ・耐震改修促進計画に基づく施設所有者への建築物の安全確保の指導・助言 ○府民への情報伝達体制を確立する 	1-1-6 1-1-4 4-1-3	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資制度、事業用建物の耐震改修促進税制等の支援制度の周知 	1-1-6
地震発生後の被害を最小化するための取組	事業継続	<ul style="list-style-type: none"> ○二次災害を発生させる建物の耐震化を進める ・利用客等の適切な避難誘導 ・早期に事業復旧・再開する体制の確立 ・帰宅困難となった従業員対策の実施 	1-1-5 5-1-7 7-1-1 3-5-1	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ○消防・救出・救助機関の能力を高める ○帰宅困難者対策を進める 	1-1-5 5-1-1 5-1-6	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進法に基づき、特定建築物所有者に対し、指導監督を行い、施設の耐震化を促進する ○円滑な避難所運営を行う ○帰宅困難者対策についての啓発を実施する 	1-1-5 5-3 5-1-6
	社会的貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・地域の防災活動への協力 ・企業内備蓄物資の地域への供給 ○災害時応援協定等に基づく社会的な貢献 	5-4-1 3-5-1 7-1-1 4-2-5	<ul style="list-style-type: none"> ○インフラ（道路、河川等）の整備・耐震化を進める ○災害に強いライフライン施設の整備を進める ○被災者の生活物資を確保する 	1-2-2 1-2-3 5-2-1	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に強いまちづくりを進める ○基幹的社会的基盤の復旧・代替機能の提供を行う 	1-2-4 5-4
被害に対する補償システム		<ul style="list-style-type: none"> ・火災保険への加入、地震危険担保特約の締結 ・損害保険会社における災害関係保険の充実 	7-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧のための資金を必要とする中小企業・組合への融資制度を維持 ○知的集約化を考慮した復元・復興計画を策定する 	7-1-1 6-2-2	<ul style="list-style-type: none"> ○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力を高める 	6-1-2 6-1-2 6-1-2

地域

	地域で取り組む対策		行政等が実施する関連施策等			
基本的環境の整備	地域の「つながり」を高める ○様々な地域活動を通じて、住民同志の顔の見える関係をつくる ○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する ○防災資機材の整備を進める	3-3-1 3-3-1 3-3-1	○自主防災組織の活性化を支援する取組を実施する ・自主防災組織の広報・啓発を実施 ・研修、講演会、自主防災組織等連絡会議の開催 ・防災訓練の実施	3-3-1 3-3-1 3-3-1 3-3-1	・自主防災組織の防災訓練の支援 ・優良団体の表彰及び優良事例の府ホームページによる紹介 ・家具転倒防止対策の支援策の検討	3-3-1 3-3-1 3-3-1
	地域の防災意識を高める ・地域で防災マップ・ハザードマップを作成する	3-3-2	○防災マップ等の作成の研修会等を実施する ○府民の応急手当普及講習受講を促進する	3-3-2 3-3-2	○地域での防災教育を実施する	3-3-2
	減災に向けて地域で行動する ○自主防災組織をつくる ・地域における情報連絡体制の確立 ・地域における防災訓練の実施 ・各家庭へ地震防災対策実施を呼びかけ ○消防団への加入を推進し、消防団が活発に活動する地域づくりを進める ○災害被害を軽減する府民運動を展開する ・防災マップづくり推進運動、避難所再発見運動等の実施	3-3-3 3-3-3 3-3-3 3-3-3 3-3-3 3-3-3 3-3-3	・自主防災組織の編成のための支援 ・自主防災組織・自治会リーダーへの連絡体制の構築 ○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する ○広域避難場所や一時・収容避難所の周知を図る ・府立消防学校による消防団員の教育訓練	3-3-1 4-1-3 3-3-2 5-1-3 3-3-3	・防災資機材の整備の支援 ○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する	3-3-1 3-3-3
損害を最小化するための事前の取組	地域で助け合える体制をつくる ○地域で災害時要配慮者対策を進める ○避難所における要配慮者支援を進める ○地域で避難所運営マニュアルを作成する ○災害ボランティアの受入体制を整備する ・文化財所有者と地域住民等との共助体制の構築	5-1-4 5-3-3 5-3-3 4-2-4 6-2-1	○要配慮者の避難体制を確保する ・地域防災計画に基づき、避難所運営体制を整備 ○避難所運営マニュアルを作成する ○災害ボランティアセンターの体制を整備する ・地震時にも使用可能な水利、管路、消火施設の整備	5-1-4 5-3-2 5-3-3 3-5-1 6-2-1	○要配慮者対策を推進する ・手話通訳者、通訳介助者等の養成 ○災害ボランティアの受援体制の強化を進める	5-1-4 5-1-4 4-2-4
地震発生後の被害を最小化するための取組	地域で助け合う ○消防団、自主防災組織と連携し、負傷者等の救助を行う ○隣近所の安否確認を行う ○避難所を運営する ○自主防犯活動を行う	3-3-3 3-3-3 5-3-3 5-5-2	○消防・救出・救助機関の能力を高める ○被災者の生活物資を確保する ○被災地、避難所等の衛生管理体制を確立する ・自主防犯活動の支援	5-1-1 5-2-1 5-2-2 5-5-2	○災害時の医療体制を整備する ○安心・安全な避難所運営体制を確保する ○被災地、避難所等における犯罪を防止する	5-1-2 5-3-3 5-2-3
被害に対する補償システム			○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化等を推進する	5-5-2	○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進	7-3-1 7-3-1

京都府戦略的地震防災対策推進プランの策定経過

平成21年		
6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回京都府戦略的地震防災対策推進部会 「戦略的な地震防災対策の推進について」 各部局の取組事業の照会・まとめ 市町村及び関係機関の取組事業の照会・まとめ 	
9月3日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回京都府戦略的地震防災対策推進部会 「京都府戦略的地震防災対策推進プラン（案）について」 	
10月19日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回京都府戦略的地震防災対策推進部会 「京都府戦略的地震防災対策推進プラン（案）について」 	
11月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回京都府戦略的地震防災対策推進部会 「京都府戦略的地震防災対策推進プラン（案）及び 戦略指針及び推進プランの進捗を測る指標について」 京都府戦略的地震防災対策推進プラン（中間案） 11月定例府議会報告 	
平成22年		
2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 京都府防災会議幹事会 「京都府戦略的地震防災対策推進プラン（中間案）について」 	

京都府防災会議 戦略的地震防災対策推進部会 委員

氏名	現職	分野
◎林 春男 <small>はやし はるお</small>	京都大学防災研究所 教授	防災一般
吹田 啓一郎 <small>すいた けいいちろう</small>	京都大学大学院工学研究科 教授	建築（耐震化）
牧 紀男 <small>まき のりお</small>	京都大学防災研究所 准教授	防災計画
明致 親吾 <small>あけち しんご</small>	オムロン株式会社 元取締役副社長	行政評価・民間
窪田 好男 <small>くぼた よしお</small>	京都府立大学公共政策学部 准教授	行政評価

（順不同・敬称略）